

組織討議用「説明資料」

2011年2月

安心社会の基盤、全世代を支える持続可能な 社会保障と「公平・連帯・納得」の税制改革

連合「新21世紀社会保障ビジョン」
「第3次税制改革基本大綱」
組織討議案のポイント



連 合
JTUC

日本労働組合総連合会(連合)

— 目 次 —

◇はじめに 連合「新社会保障ビジョン」と「税制改革大綱」の特徴

I. 社会保障と税をめぐる現状と課題

II. 連合がめざす安心社会を支える社会保障と税制改革のビジョン

III. 連合「新21世紀社会保障ビジョン」のポイント

IV. 連合「第3次税制改革基本大綱」のポイント

V. 「新社会保障ビジョン」による「給付と負担」の将来推計(未定稿)

VI. 組織討議にあたっての論点

<参考> 連合の組織討議等の日程と政府・与党「一体改革」の動向

◇はじめに ～連合「新21世紀社会保障ビジョン」と
「第3次税制改革基本大綱」の特徴と位置づけ(その1)～

- 「働くことを軸とする安心社会」の基盤となる社会保障制度、税制改革のトータルビジョンとして、中長期的な視点から理念と方向性を取りまとめた。
- 積極的な社会保障政策と雇用政策の連携、社会保障制度の維持・強化のための安定財源の確保を通じ、社会を支える中間層の再生と経済社会の「好循環」を取り戻す。
- 人生後半期に「偏重」した社会保障制度から、「人生前半期」の子どもや若者のニーズに能動的に対応する「全世代型」の社会保障体系への転換を提起する。
- 一定の前提のもとに、連合「新社会保障ビジョン」による社会保障の「給付と負担」の将来推計を行い、その安定財源確保に向けた税制改革を提起する。

◇はじめに ～連合「新21世紀社会保障ビジョン」と
「第3次税制改革基本大綱」の特徴と位置づけ（その2）～

○「新社会保障ビジョン」と「第3次税制大綱」の整合をはかり、社会保障と税の一体改革として提案する。

○①消費税偏重としないバランスのとれた税体系、②所得税を基幹税として再構築し所得再分配機能を強める、③消費税は社会保障制度の維持・強化に充当、④安定的な地方税体系とする税制抜本改革を提起する。

○「新社会保障ビジョン」の射程は2025年、「第3次税制大綱」は、その中間地点として2020年を目途に実現をめざすものとして提起する。

I . 社会保障と税をめぐる現状と課題

- グローバル化、世界経済危機等による経済停滞と非正規労働者の増大、さらに家族・地域の機能低下が少子高齢化・人口減少に拍車をかけている。
- 不安定・低賃金の労働者の増大と賃金低下が、雇用・生活・将来不安を増大させ、国内消費が低迷し、さらなる物価下落とデフレ経済の悪循環をもたらしている。
- 家族・地域の機能低下をカバーする社会的支援(子育て、介護サービス、就労支援等)が不十分で、若者、女性が良質な就労・雇用に結びつかない。
- 加えて、社会保障の機能不全が、貧困と格差を拡大させ、社会保険の支え手の減少、税収減による財政悪化をもたらしている。

◆社会経済の現状、社会保障と税財政の課題

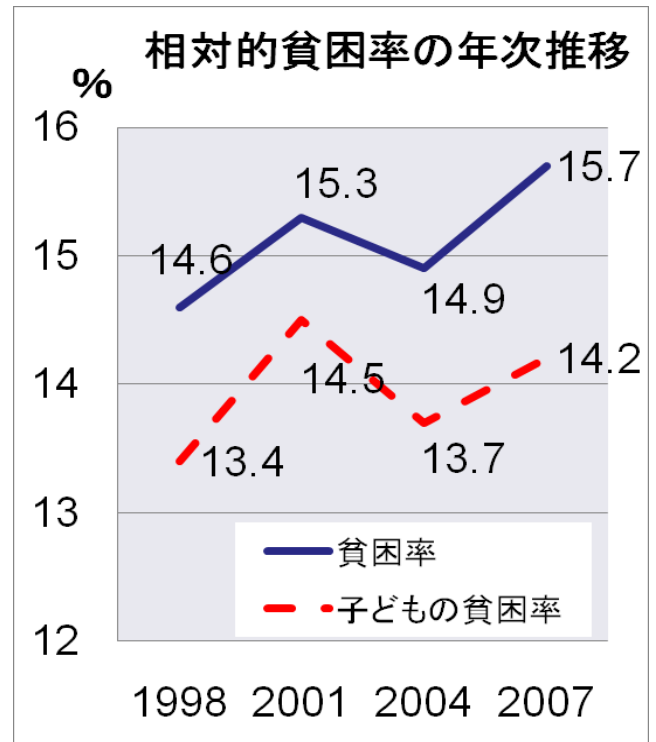
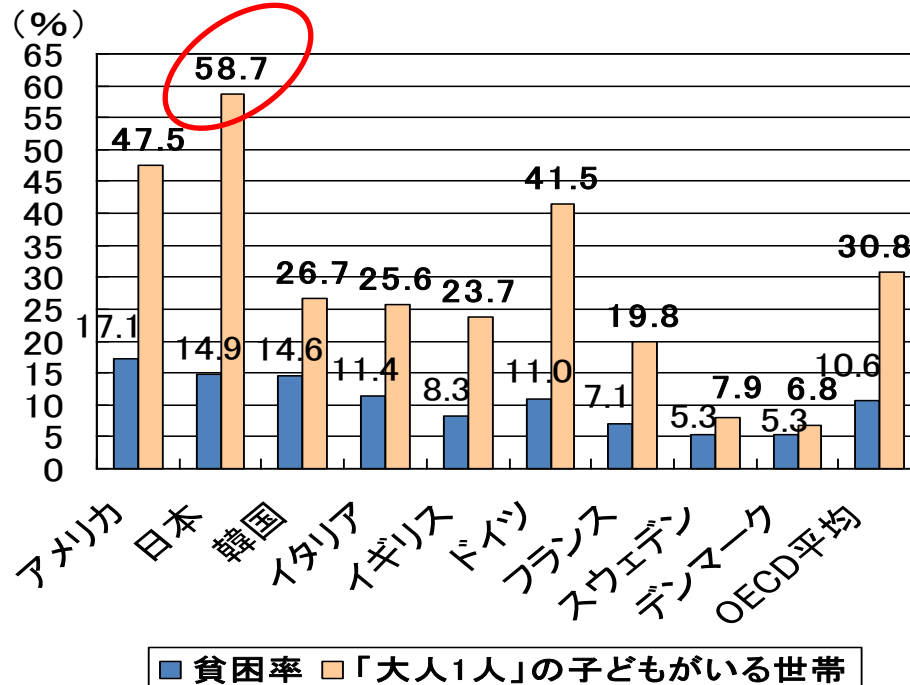
【社会保障の課題】

- 高齢者「偏重」(年金・高齢者医療・介護)で、人生前半期(子育て、就労支援等)への支援が不十分。
- 年金・医療保険の未加入・未納者の増大で国民「皆年金・皆保険」制度が崩壊の危機にある。
- セーフティネットの機能低下で貧困層が増大している。

相対的貧困率：可処分所得が全人口の中央値の50%以下の人の割合

世界的に高い日本の貧困率

◆相対的貧困率の国際比較 (2000年代半ば)



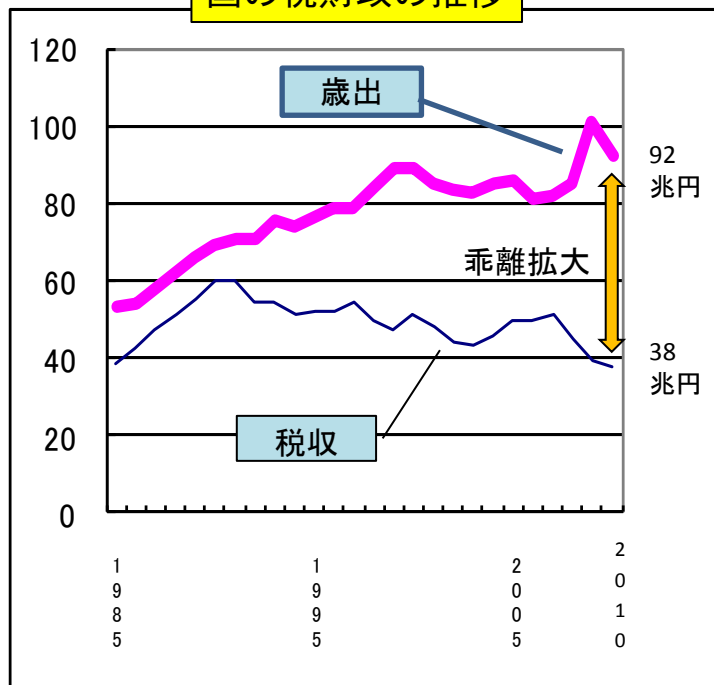
出所：厚生労働省「相対的貧困率の公表」(2009.10.20)

◆社会経済の現状、社会保障と税財政の課題

【税財政の課題】

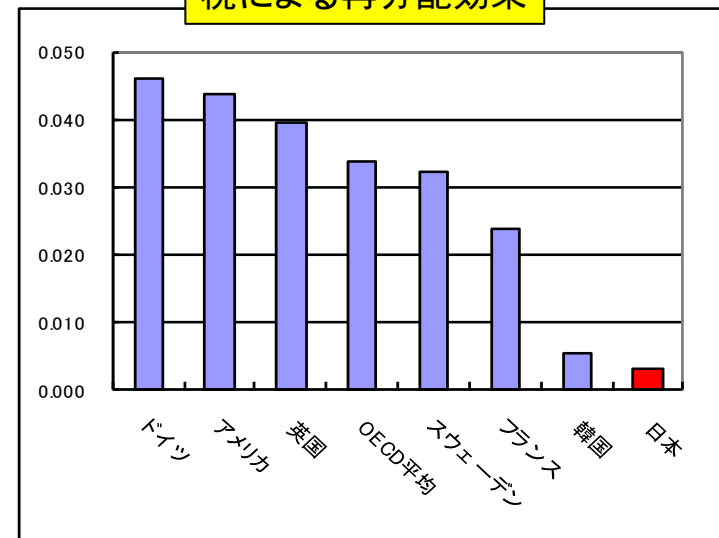
- 税と社会保障を通じた所得再分配機能が弱まっている
- 給付と負担のバランスが崩れ、財政は急速に悪化
- デフレが国民生活と財政の悪循環を招いている
- 経済社会情勢の変化に対応できていない

国の税財政の推移

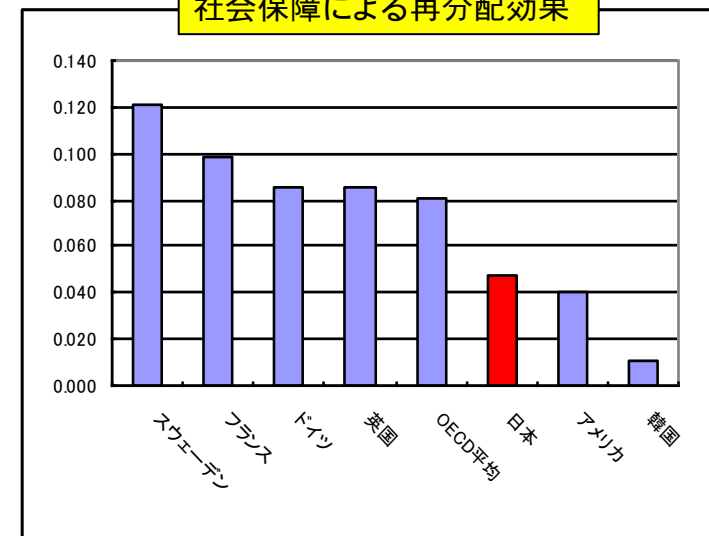


出所：財務省・予算資料より作成

税による再分配効果



社会保障による再分配効果

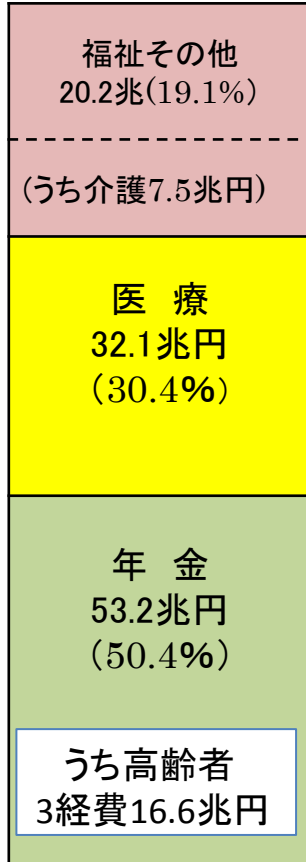


出所：内閣府「経済財政白書」（2009年度）
縦軸は、ジニ係数の改善ポイント数。

社会保障の「給付と負担」と財政の現状

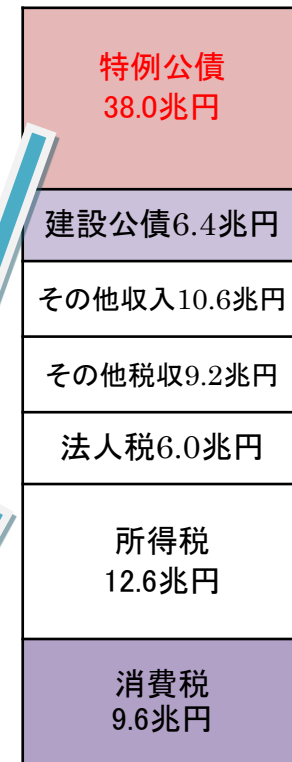
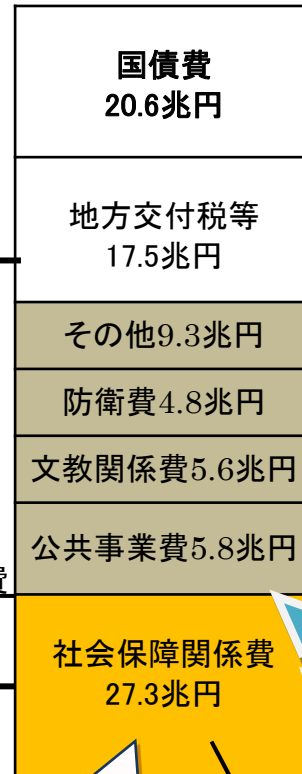
社会保障給付費(2010年度予算ベース)

給付費 105.5兆円 財源 96.1兆円+資産収入



国の一般会計(2010年度予算)

歳出 92.3兆円 歳入 92.3兆円



後代負担
(歳入の4割)

(48兆円)

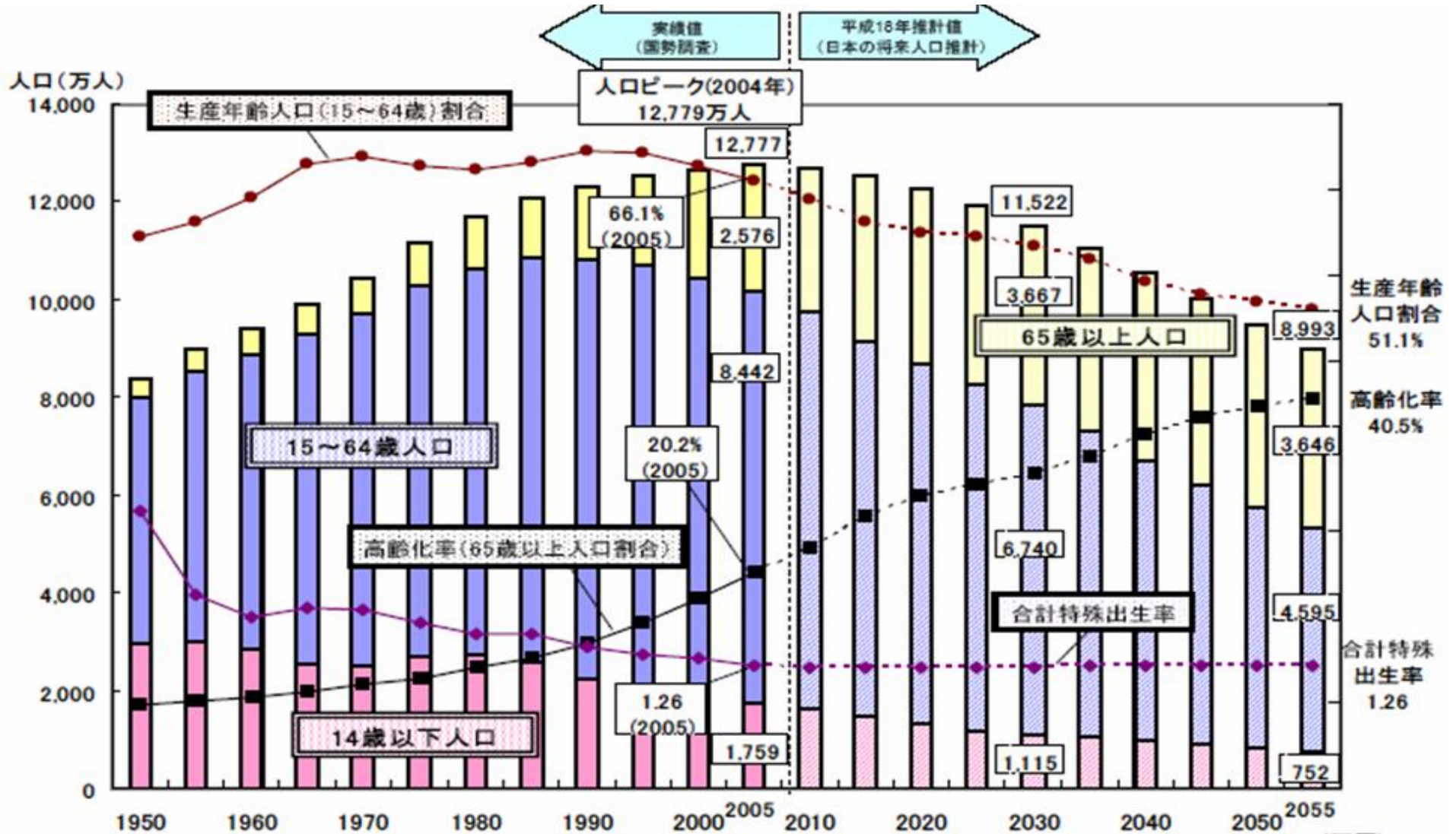
一般会計歳出の29.5%
一般歳出(54.2兆円)の51%

社会保障費(公費分)
の「4割が後代負担分」

出所:財務省・予算資料より作成

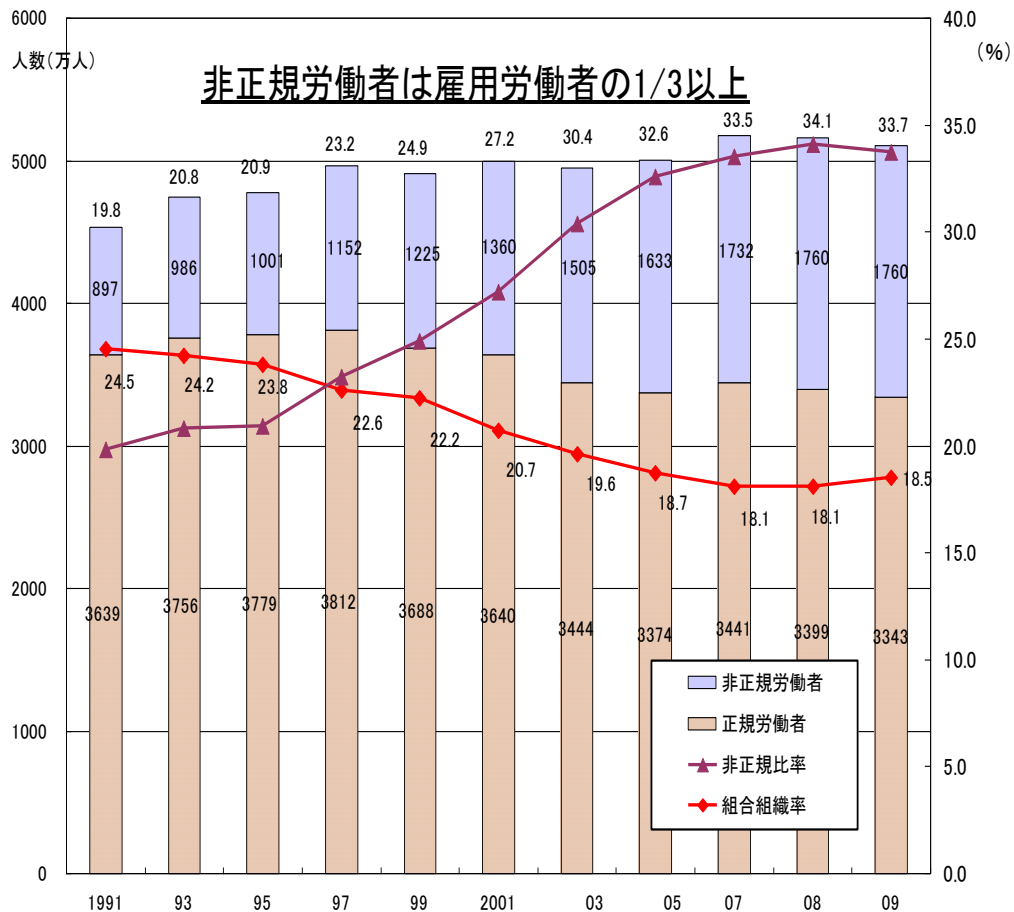
我が国の将来人口推計

- 人口減少社会のなか労働力、世帯・家族、地域等の「姿」も大きく変化する。
- これに対応できる社会・経済システムづくりが課題。



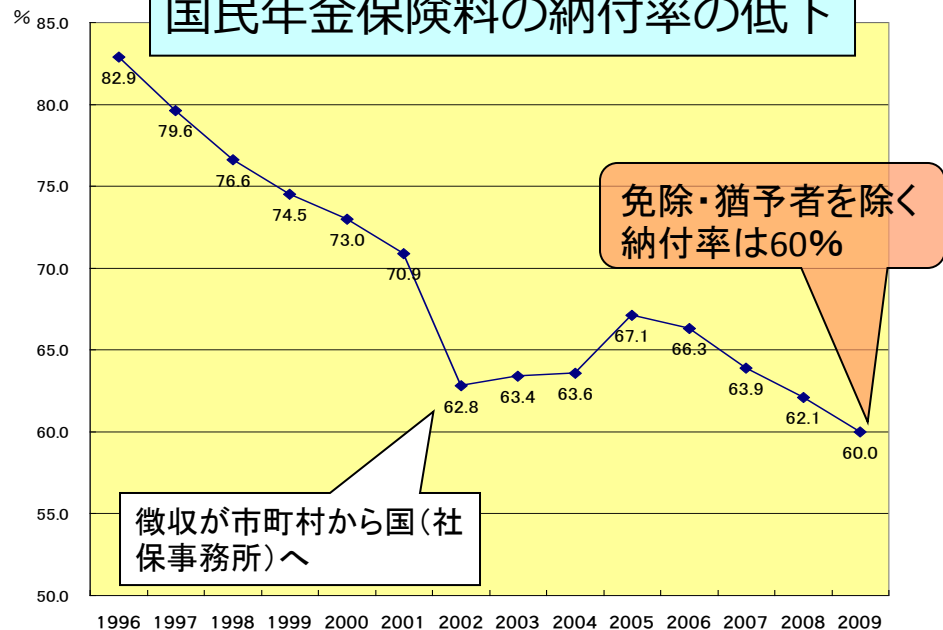
資料: 2005年までは総務省統計局「国勢調査」、2010年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)中位推計」

非正規労働者と正規労働者の推移



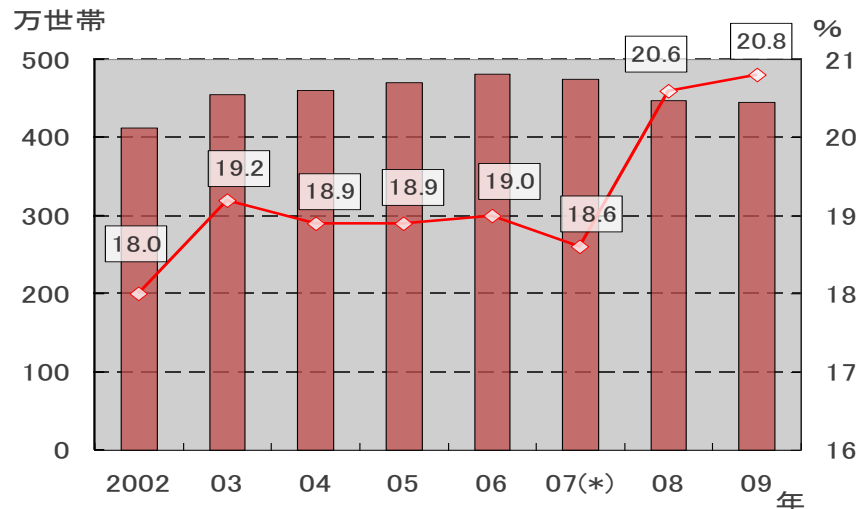
総務省(庁)統計局「労働力調査詳細結果」、厚労省「労働組合基礎調査」より

国民年金保険料の納付率の低下



社保庁・厚労省の「国民年金の加入・納付状況」より作成

国民健康保険の保険料滞納世帯の推移



出所: 厚生労働省「H19年度国民健康保険の財政状況」 11

機能不全に陥った社会的セーフティネット (イメージ)

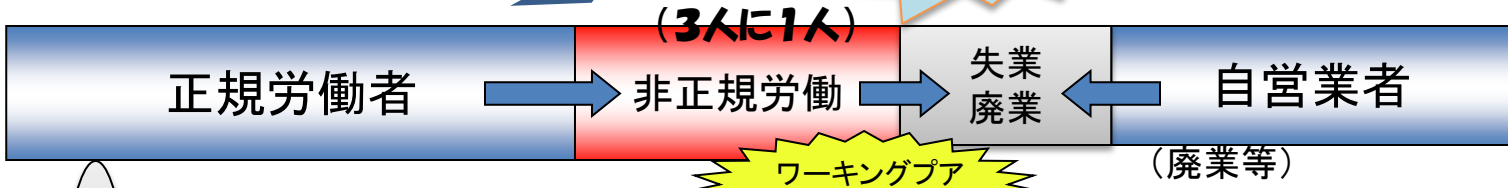
刑務所が福祉の「最後の砦」か？

- ◆ 家族環境 (核家族化、貧困、ひとり親、孤独死等)
- ◆ 学校教育 (登校拒否・いじめ、中退、教育格差等)

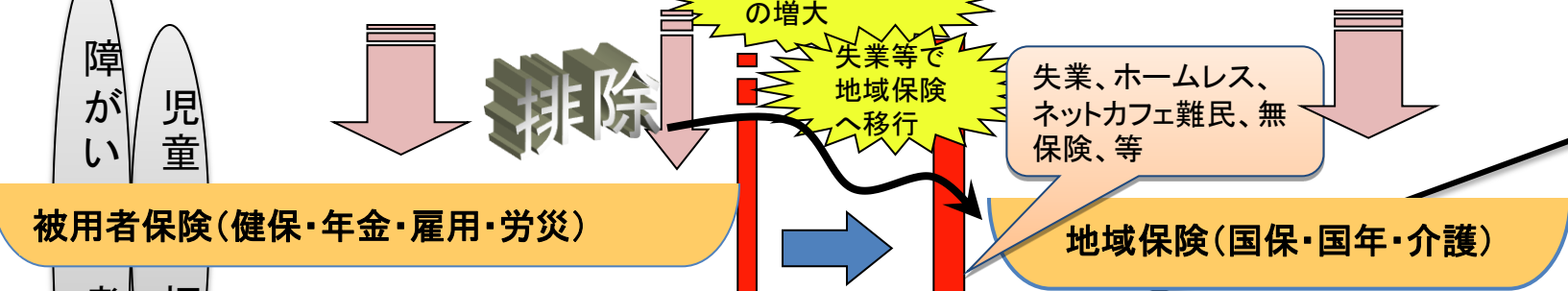
社会的
孤立化 (無
縁社会)

家族・地域の
支え合い

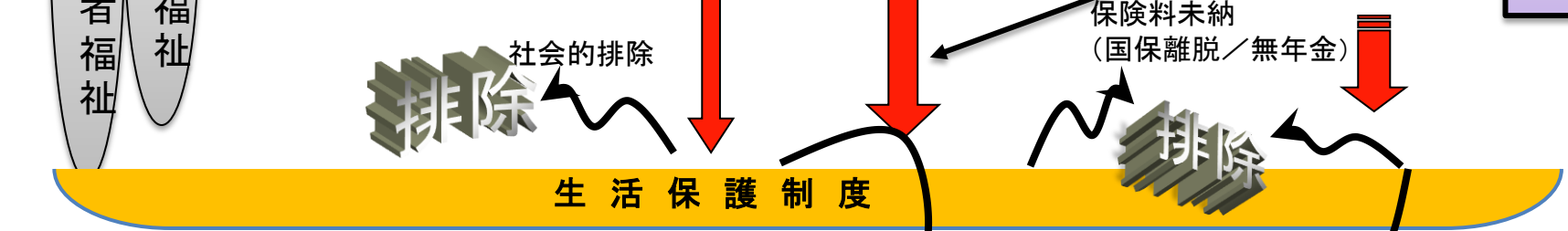
雇用
ネット



社会保険
ネット

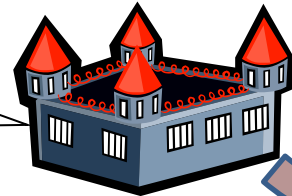


公的扶助
ネット



(司法ネット)?

高齢者、心身の
疾患、外国人、
累犯者等が増大



社会復帰支援
が不備

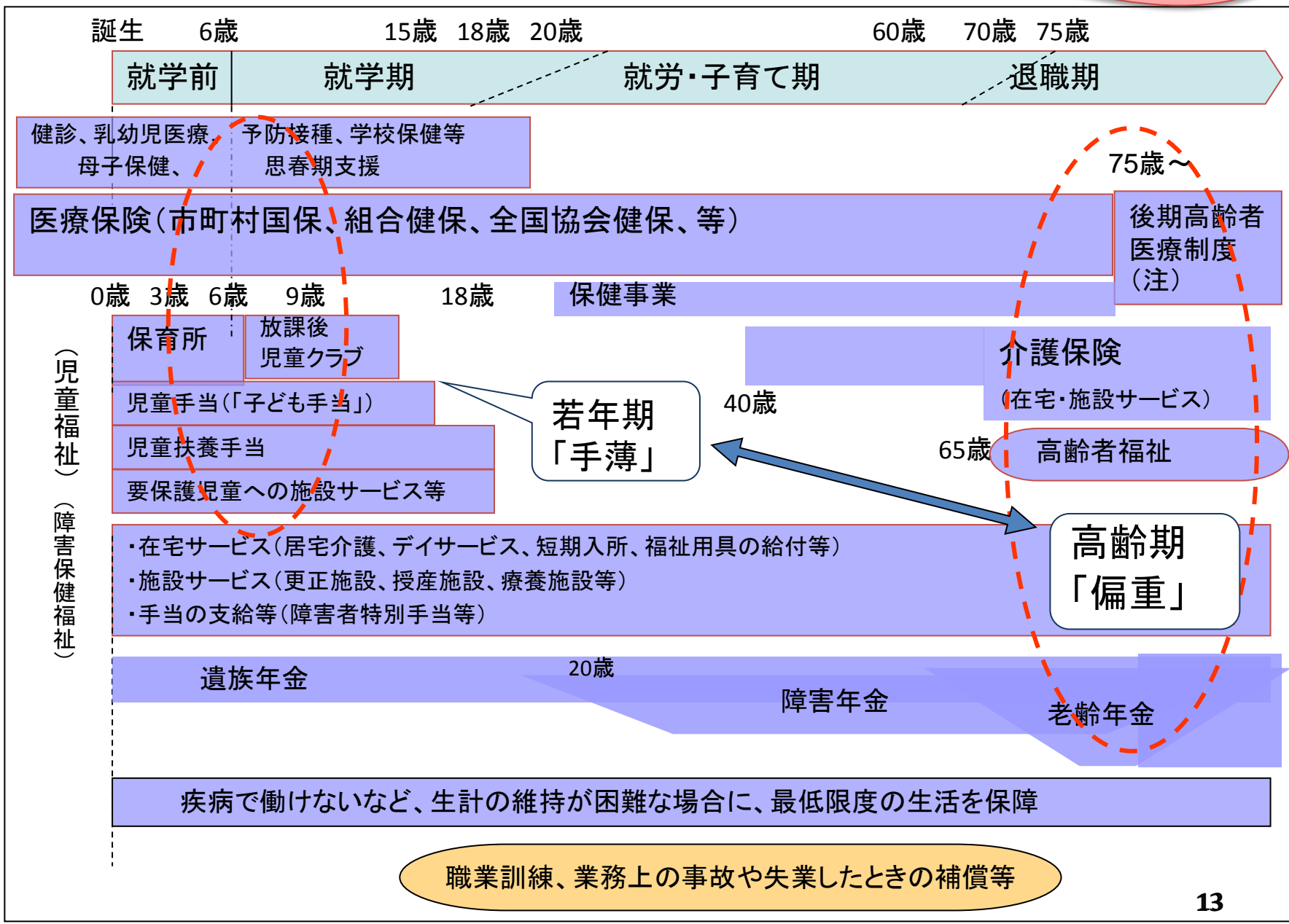
現行制度では、ネットから
抜け落ちる人が多数

自殺者3万人以上

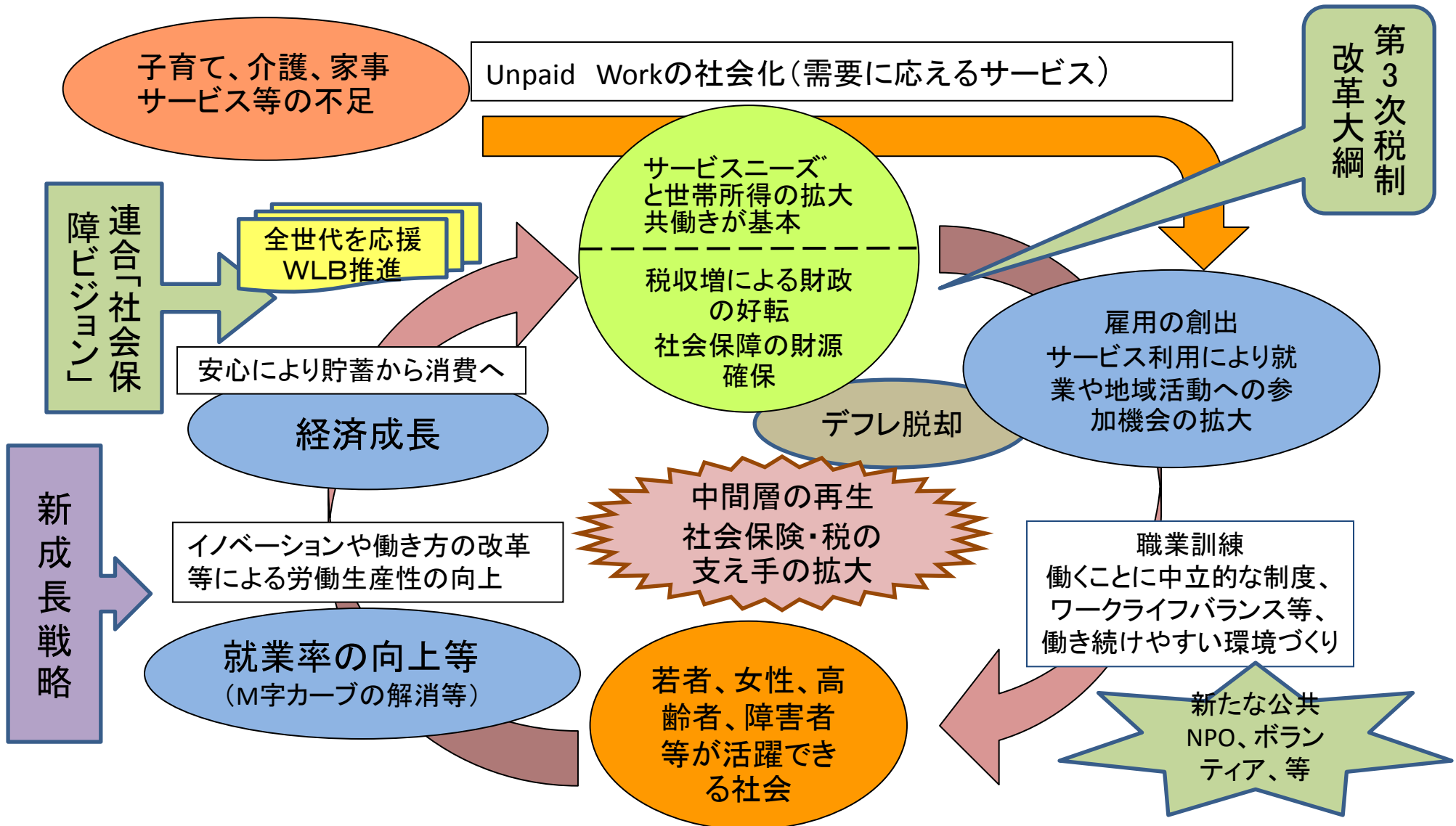
(現行) 国民生活を生涯にわたって支える社会保障制度

「全世代型」支援への転換

- 保健・医療
 - 健康診断
 - 疾病治療
 - 療養
- 社会福祉
 - 児童福祉
 - 高齢者福祉
 - 障害者福祉 (身体、知的、精神)
- 所得保障
 - 年金制度
 - 生活保護
- 労災・雇用
 - 就労支援



◇ 積極的社会保障政策と経済・財政・雇用の関係(好循環)

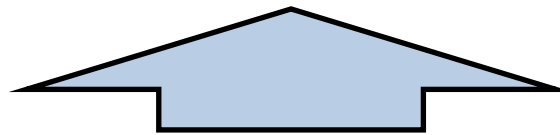


Ⅱ．連合がめざす安心社会を支える 社会保障と税制改革のビジョン

「働くことを軸とする安心社会の実現」

(2010.12.2 連合中央委確認)

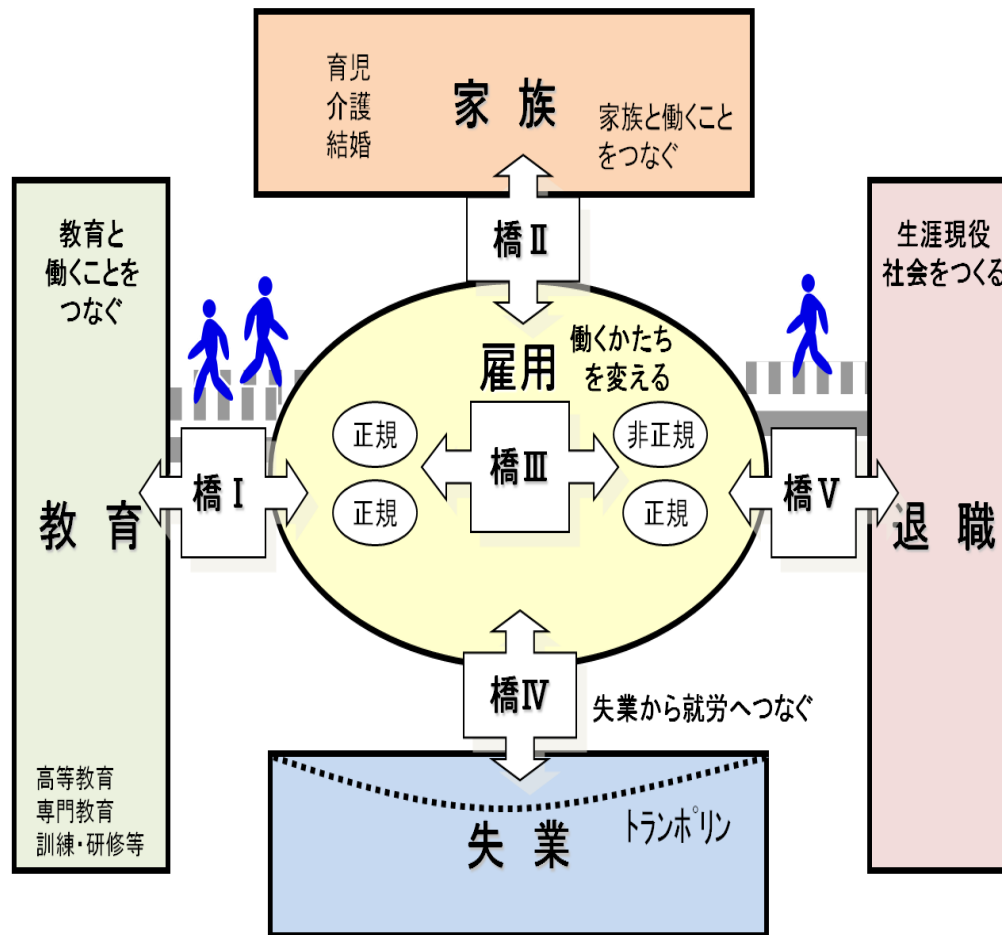
- 「働くことを軸とする安心社会」は、働くことに最も重要な価値を置き、誰もが公正な労働条件のもと多様な働き方を通じて社会に参加でき、**社会的・経済的に自立することを軸とし、それを相互に支え合い**、自己実現に挑戦できるセーフティネットが組み込まれている活力あふれる参加型の社会。
- ①**みんなが働き・つながり・支え合う**、 ②**ディーセント・ワークの実現**
③**雇用機会の創出**、 ④**希望につながり・切れ目のない安心**



安心社会を支える社会保障と税制の一体改革

- 積極的雇用政策と社会保障政策との連携で、全世代を支援する積極的社会保障政策に転換する
- 税の再分配機能の強化と財源調達能力の回復を同時に実現し、積極的社会保障政策と新成長戦略等に集中投入

困難を取り除き、働くことに結びつける 5つの「安心の橋」



社会
保障
と
税
の
一
体
改
革

安心
社会
を
支
え
る

◆新21世紀社会保障ビジョンの基本方向

- ①社会連帯と就労インセンティブを基礎に支え合い、社会的排除のない希望の持てる社会の実現にむけ、**ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）**政策を推進する。
- ②社会の安全と安心、一人ひとりの尊厳を基礎に、誰もが必要な時に必要な支援を受けられる**「人間の安全保障」**が完備された社会をつくる。
- ③**「積極的社会保障政策」**と**「積極的雇用政策」**を連動させ、総合的に社会保障改革を進める。
- ④**全世代支援型**の社会保障体系に転換する。

◆税制改革の理念「公平、連帯、納得」に基づく【改革の視点】

- ①**「納得」**を高めるための納税者の立場に立ったわかりやすい税制
- ②**「公平」**を高めるための税と社会保障を通じた所得再分配機能の強化
- ③**「連帯」**を強め、少子高齢社会を支えあう税制
- ④地方分権とバランスのとれた地方税財源改革→負担と給付を身近なところで実感・意見反映できる仕組み
- ⑤経済と環境を両立させるための税制
- ⑥グローバル化への対応
- ⑦経済成長と持続可能な財政基盤の確立

Ⅲ. 連合「新21世紀社会保障ビジョン」の ポイント

◆ 連合がめざす社会と社会保障の姿

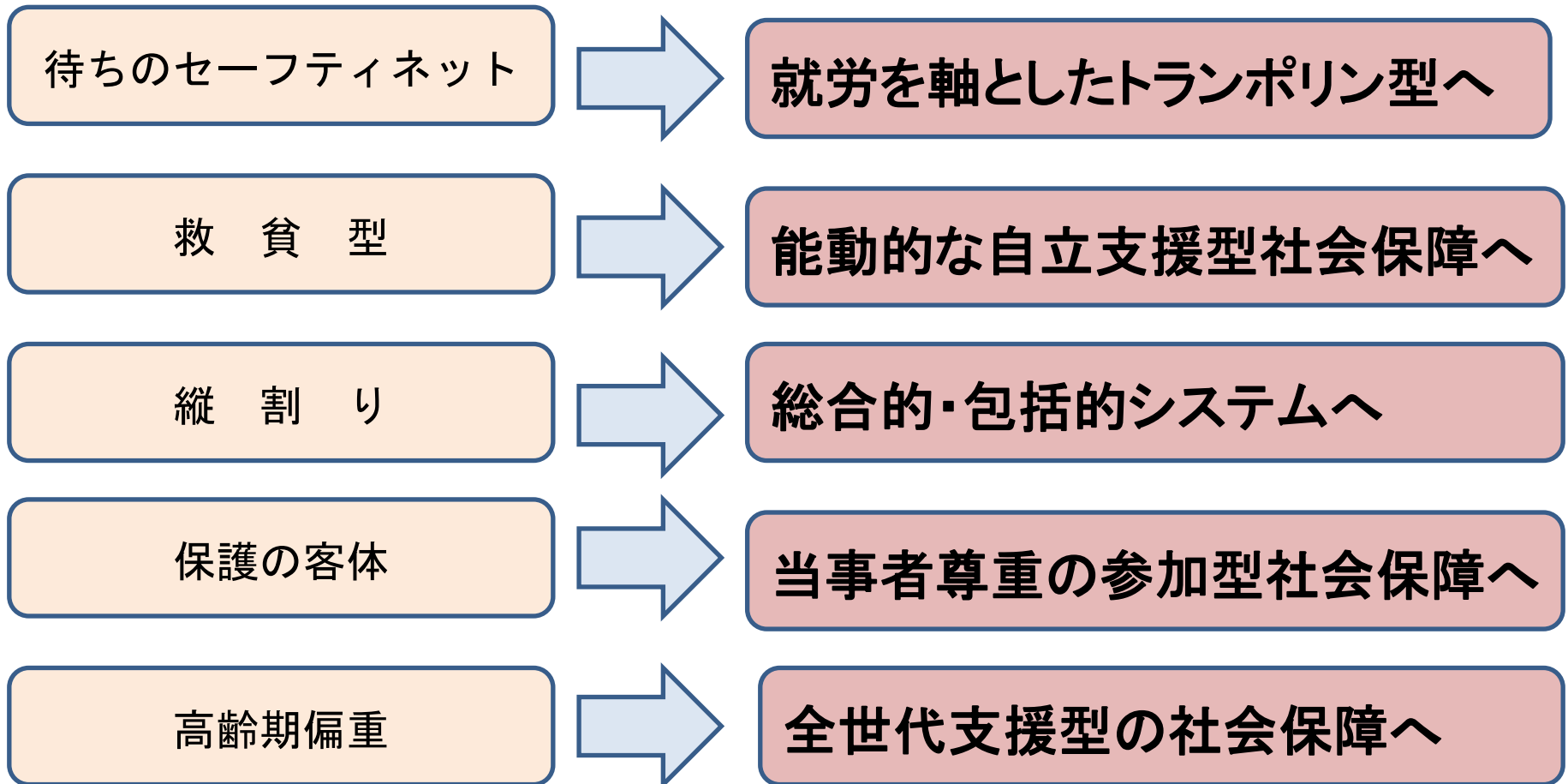
- ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)政策の推進
- 「人間の安全保障」と社会保障の機能強化
- 積極的社会保障政策と積極的雇用政策の連携
- 全世代型の社会保障体系の構築
- 社会連帯を基礎に社会保障の安定財源の確保

1. 社会保障をめぐるこの間の変化と課題

◆この間の変化と課題

- ① 少子高齢社会の進行と家族の変化・多様化
- ② 非正規労働市場の拡大と格差・貧困の拡大
- ③ 社会保障の機能不全と国民皆保険・皆年金の危機
- ④ 新自由主義モデルの行き詰まり
- ⑤ 「日本型福祉社会」の限界
- ⑥ 社会保障財源の逼迫と再分配機能の低下

2. 積極的社会保障政策のスキーム



3. 積極的社会保障政策の推進

◆積極的社会保障政策 における「5つの重点戦略」

- (1) 子ども・子育てを社会全体で支えるしくみをつくる
- (2) 第2のセーフティネットを確立する
- (3) 高齢期の安心を保障する
- (4) 安心の住まいを保障する
- (5) 労使代表等が参画する「社会保障基金(仮称)」を創設する

◆社会保障機能強化 のための基盤整備

- (1) 医療・介護・福祉サービスの担い手の育成・確保
- (2) 国と地方の役割分担の明確化と連携強化
- (3) 当事者自治とガバナンスの確立(参加型社会保障)
- (4) 積極的社会保障政策推進のための財源確保
- (5) 社会インフラとしての社会保障・税「共通番号」制度の早期導入
- (6) 社会保障改革に向けた国民的「協議の場」(超党派、労使、国民各層)の設置

4. 「社会保障ビジョン」の具体的な改革案(各論)

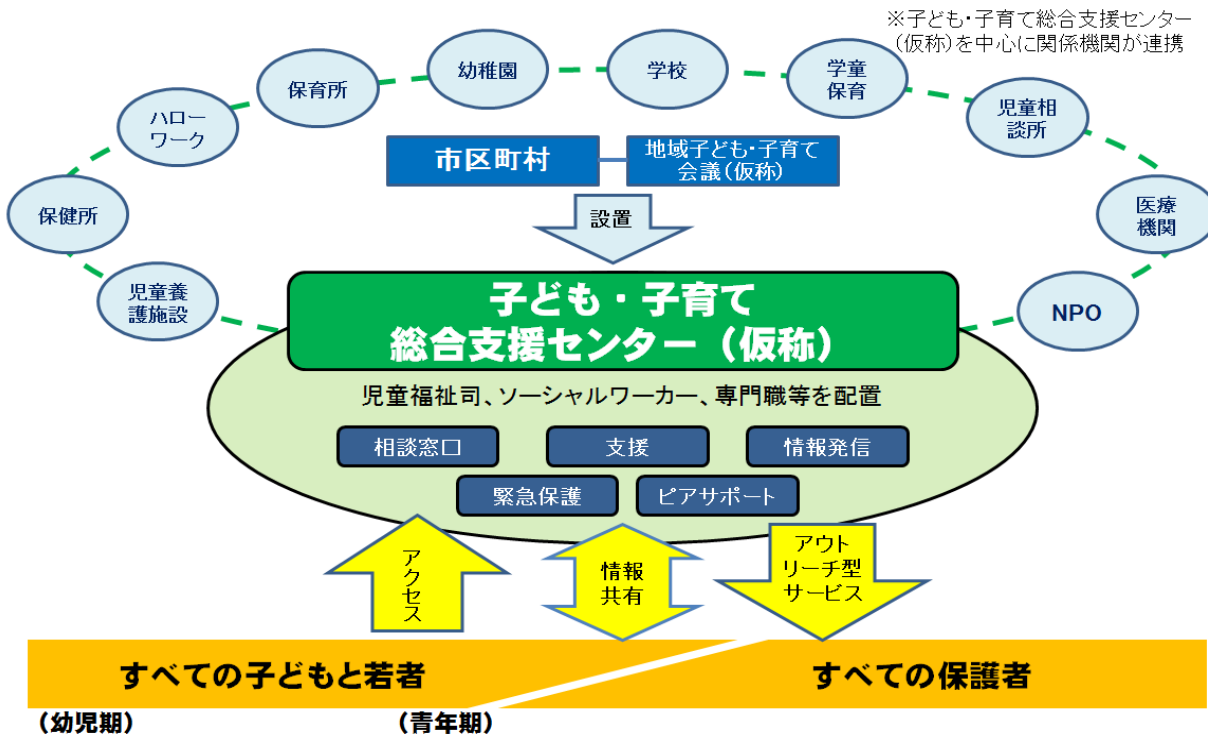
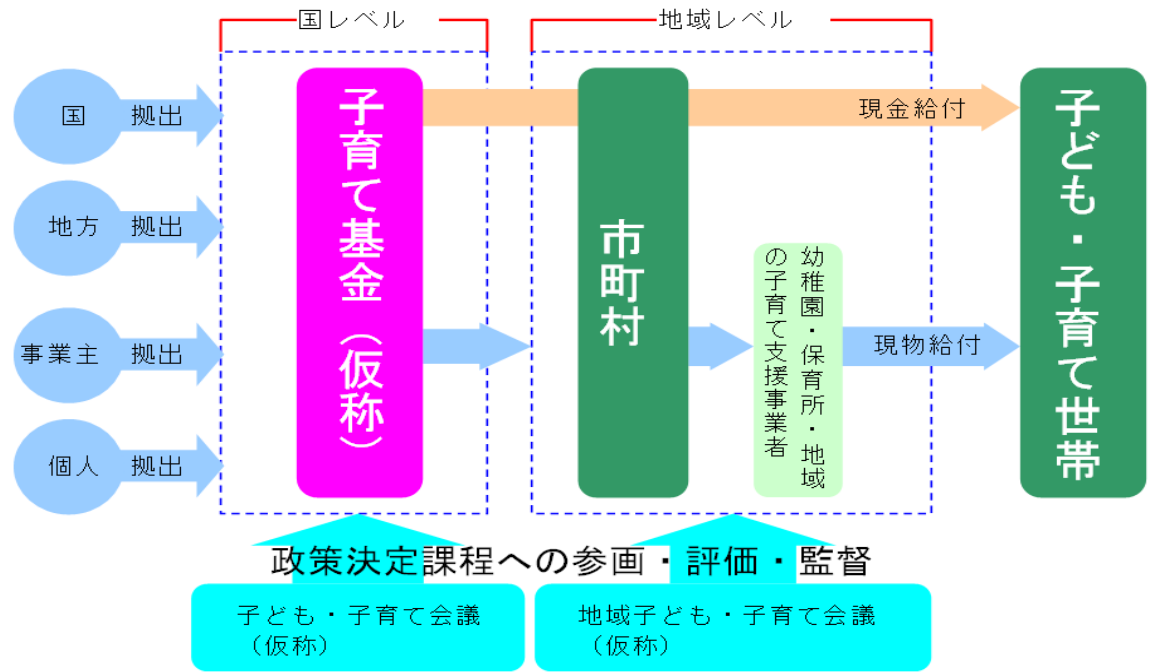
①【子ども・子育て】

- 子ども・子育てを社会全体で支える仕組みである「子育て基金(仮称)」構想を実現する。
- 子ども・子育てに関わるすべての総合的なサービス支援拠点として、市区町村毎に「子ども・子育て総合支援センター(仮称)」を設置する。
- 幼保一体化し、「こども園(仮称)」、放課後児童クラブ、多様な保育サービスなどの保育環境の整備・拡充をはかるとともに、他の社会保障制度に比べて高い利用者負担の軽減を実現する(現行4割程度からの引き下げ)。
- 児童養護施設等の設置・運営基準の改善など、要保護児童の子育ち環境と支援体制を強化する。
- 「子どもの貧困」、とりわけ先進諸国に比して多いひとり親の貧困を解消する。

※子どもの貧困率14.2%(2007年)とOECD平均に比べて高く、特にひとり親家庭の貧困率は54.3%(2007年)とOECDで最も高い水準である。

「子育て基金(仮称)」

- 子どもと子育てに関する制度と財源を統合し、財源が確実に子ども・子育てに使われる仕組みである「子育て基金(仮称)」を設置。
- 子ども・子育てに関わるステークホルダーが参加する「子ども・子育て会議(仮称)」が、政策の決定プロセスへの関与・評価・監督を行う。



「子ども・子育て総合支援センター(仮称)」

- 市区町村毎に最低1つを設置。
- 児童福祉司やソーシャルワーカー、専門職等を配置し、乳幼児期から思春期、青年期に至るまでのすべての子どもとすべての子育て世帯に対し、アウトリーチ型を含むあらゆる支援サービスを、ワンストップで提供する。

②【社会的セーフティネット】

○三層構造によるセーフティネットの再構築により、誰もが安心して働くことができ、失業や疾病等により働けず困窮したときでも、スティグマが発生しない、利用しやすいセーフティネットとする。

◆第1層：雇用・社会保険ネット

- ワークルールの確立と積極的雇用政策の推進
- パート労働者等の社会・労働保険の完全適用および給付改善

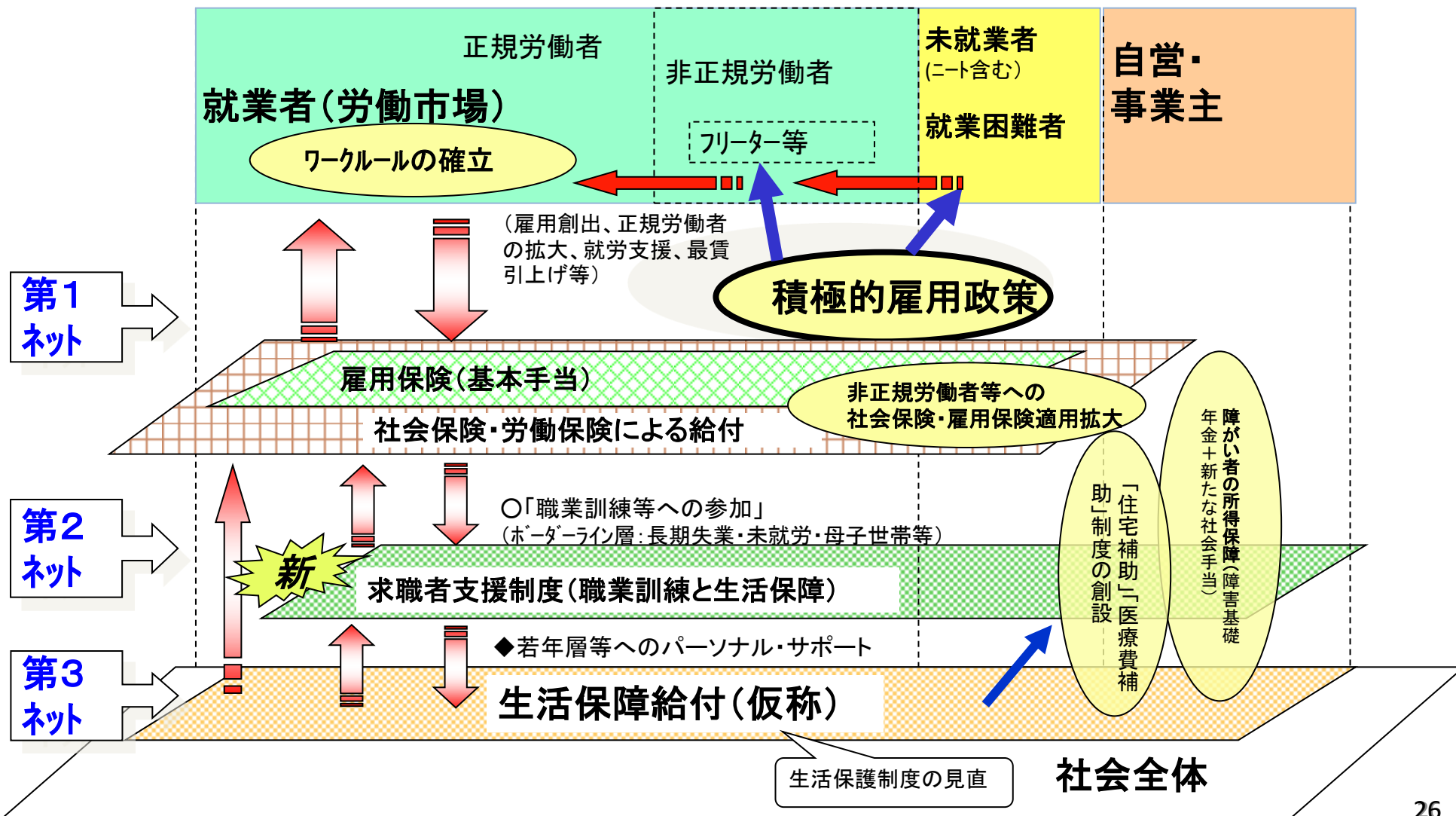
◆第2層：求職者支援ネット

- 求職者支援制度等によるランポリン型の第2のセーフティネット
- 生活保護に至る前の住宅支援（公営住宅などの現物給付、家賃補助など）
- 個別的且つ継続的に相談・カウンセリング等を行うパーソナル・サポート

◆第3層：生活保障ネット

- 細かく張られた第二層のセーフティネットからもやむを得ずこぼれおちる人に対し健康で文化的な最低限度の生活を営むための福祉の「最後の砦」として、公的扶助による「生活保障制度」を確立

連合の「三層構造による社会的セーフティネット」構想



③【年金制度】

○支給開始年齢は65歳を堅持し、標準的な年金水準は所得代替率50%を維持する制度設計。

■第1段階の改革

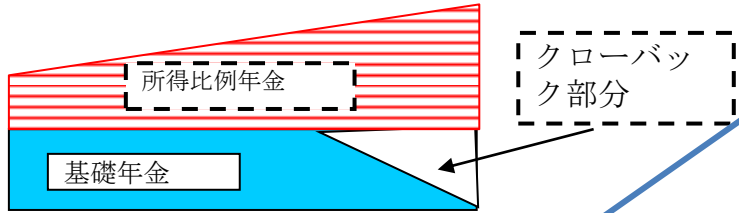
- すべての雇用労働者が原則被用者年金に加入
- 被用者年金(厚生年金、共済年金)の一元化
- 基礎年金を全額税方式化。1/2を一般財源、1/2を社会保障目的税
- 基礎年金の給付水準は月額7万円程度。一定以上の年収世帯(自営業者・被用者世帯)は、基礎年金をクローバック(払い戻す)*参考:カナダ方式
- 所得比例年金の労使負担割合を労働者45%、使用者55%

■第2段階の改革

- 自営業者の所得比例年金を創設し、全ての年金制度一元化
- 基礎年金を最低保障年金へ転換し、所得比例年金を補完
- 最低保障年金の給付水準は月額7万円程度
- 新年金制度への移行は旧制度による受給権保護を尊重

第一段階の改革

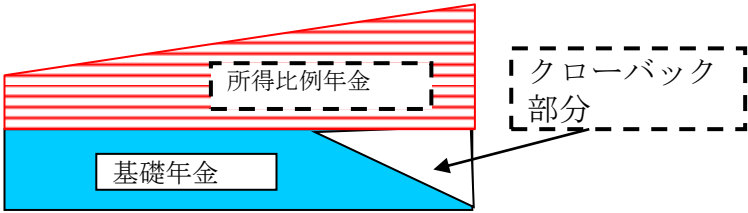
第二段階の改革



<被用者>

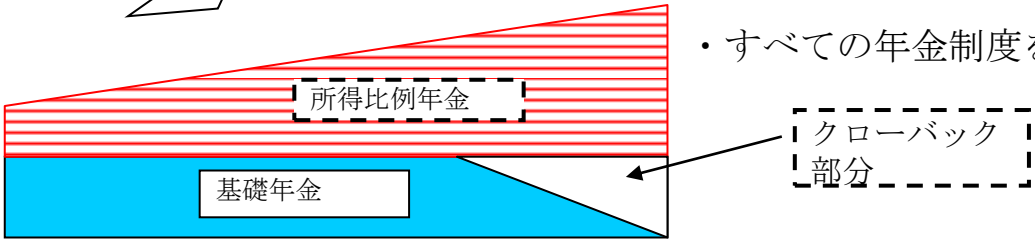
- ・基礎年金の全額税方式化
- ・被用者年金の一元化

・自営業者等もクローバック適用



<自営業者等>

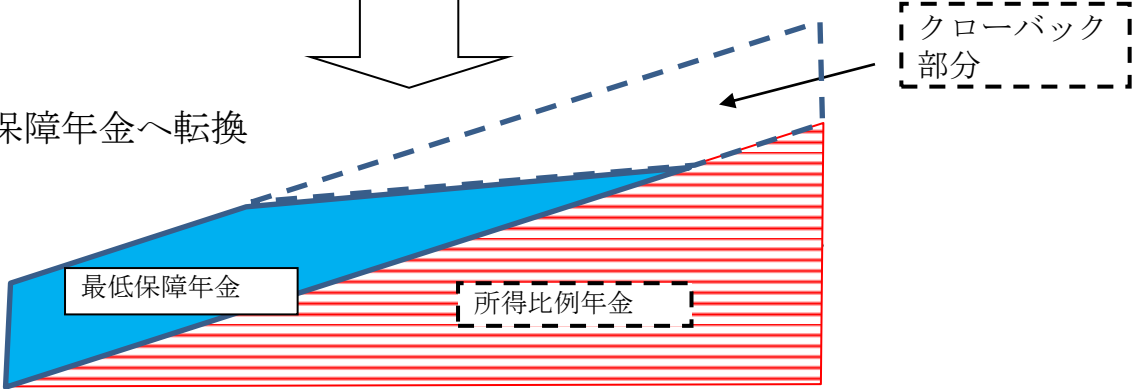
- ・自営業者等の所得捕捉
- ・自営業者等の所得比例年金を創設



<一元化>

- ・すべての年金制度を一元化

- ・基礎年金を最低保障年金へ転換

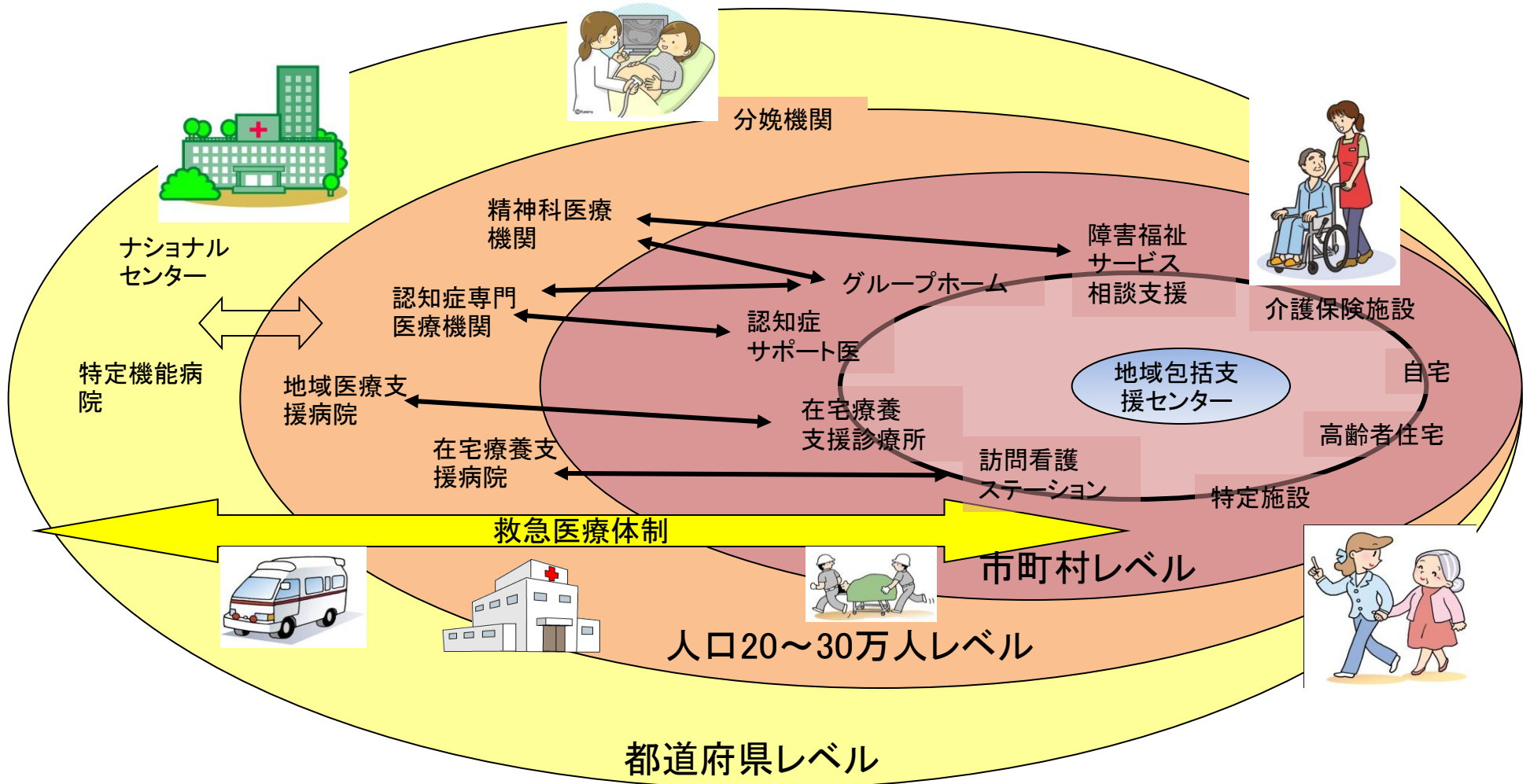


<一元化>

④ 【医療保障】

- 安心して暮らすための地域医療提供体制の確立及び「医療と介護」の切れ目のない連携
- 患者本位の医療の提供と、患者・家族と医療現場との「信頼関係」の確立。
- 保険者機能を発揮するため、当事者自治と保険集団の同質性を重視した職域保険と地域保険（国保の広域化）を基本に、国民皆保険制度を確立する。
- 高齢者医療費（70歳以上）の公費を5割に引き上げ、現役や乳幼児等の窓口負担を軽減する。
- 地域保健、産業衛生の分野から「こころの健康」対策を強化する。
- 疾病予防や健康づくりの推進、公衆衛生などの危機管理体制の確立。

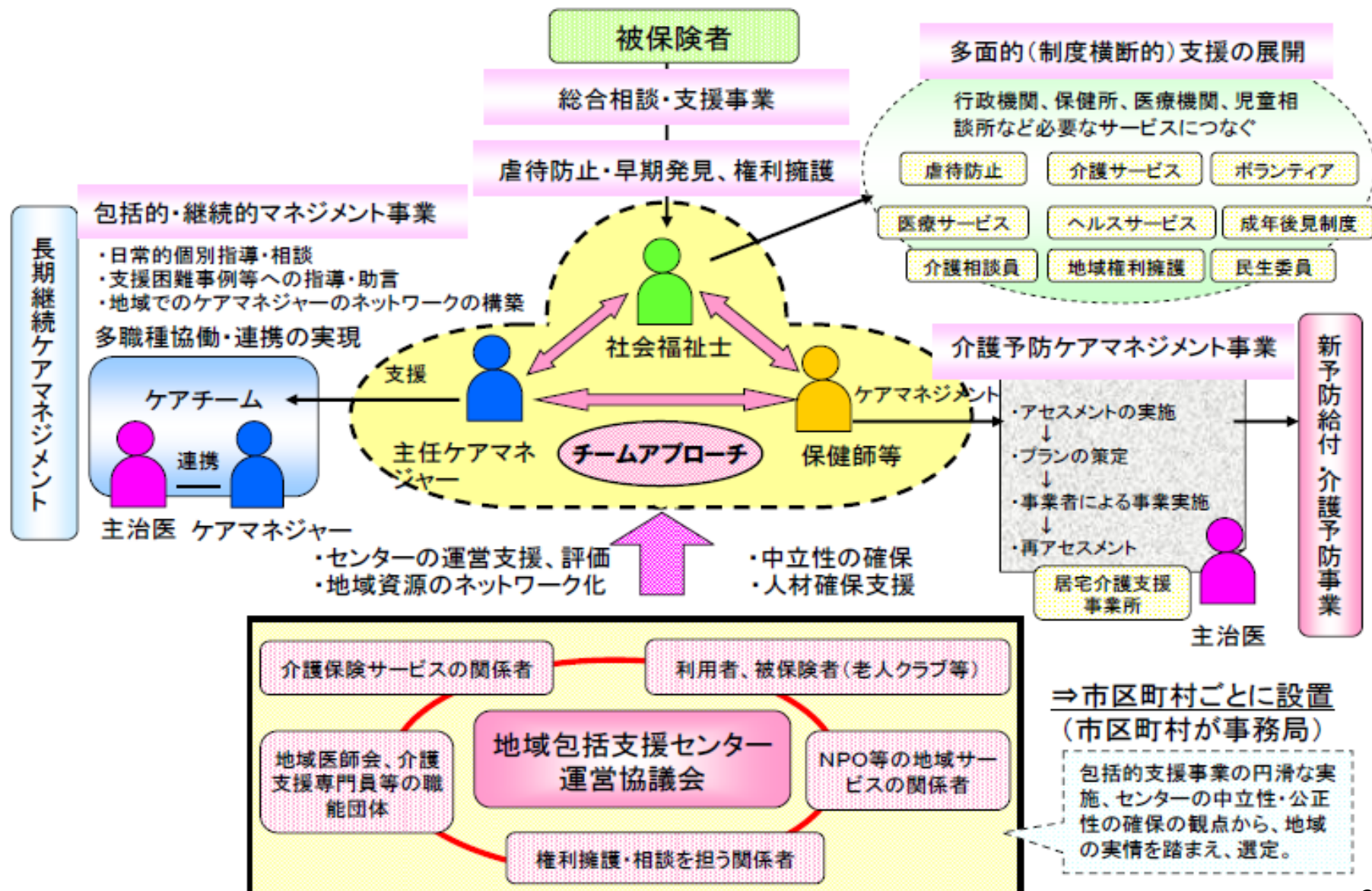
地域における医療・介護・福祉の連携（イメージ）



⑤【高齢者福祉】

- 住み慣れた地域で安心して生活するため、医療・介護・福祉・保健の連携で「地域包括ケアシステム」を確立する。
- 総合的・普遍的な介護保険制度の確立による安定した保険運営と、地域包括支援センターの機能強化による切れ目のないサービス提供体制の確立。
- 家族等介護者（ケアラー）への支援体制の充実、及び仕事と介護の両立支援体制の確立。
- 介護労働者の適正な処遇による、安定的な人材確保。

地域包括支援センター（地域包括ケアシステム）のイメージ



⑥【障がい者施策】

○障害の定義は、WHOの「国際生活機能分類」や障害者権利条約に則し、従来の「医療モデル」から「社会モデル」に転換する。

○国際水準以上の法定雇用率を実現し、障がい者の就労の場を拡大する。及び「福祉的就労」から「一般就労」への移行を進めるため、その間に、「社会的就労」(公的支援型就労)を位置づけ、公的支援を整備・拡充する。

○障がい者の地域生活支援体制を確立する。地域ごとに、「障害者総合生活支援センター(仮称)」を設置し、包括的な支援体制を整備する。

* とりわけ、世界ワースト1の精神科入院(約32万人)の縮減、解消をめざし、「社会的入院」からの「地域移行」を進め、地域生活支援体制を確立する。

「箕面市の社会的雇用モデル」より

一般就労

- ・働く場所：一般企業、事務所・工場・商店・自営など
- ・障害者の位置付け：労働者
- ・障害の程度：軽度～中度
- ・障害者賃金の水準：15万円／月程度(最低賃金制適用あり)

福祉的就労

- ・働く場所：作業所、授産施設など
- ・障害者の位置付け：福祉制度の利用者
- ・障害の程度：軽度～重度
- ・障害者賃金の水準：2万円／月程度(最低賃金制適用なし)

中間的な就労の場

社会的雇用

求められる姿

1. 「労働」に軸足
2. 重度の場合も、能力・適性に応じた職種開拓
3. 経済的自立が可能な賃金保障

社会的雇用の基本要件

- ・働く場所：社会的雇用事業所
- ・障害者の位置付け：労働者
- ・障害の程度：中度～重度
- ・障害者賃金の水準：9万円／月程度
(最低賃金制適用あり)

新たな「社会的雇用制度」の創設を

*自治体が制度化済み 大阪府箕面市、滋賀県(参考:p.10、11)

事業所は・・・

- 障害者の能力・適性に応じた職種開拓
- 障害者自身の経営参画(自己決定・自己選択の拡大)
- 自立を可能にする賃金(障害基礎年金と合わせて)
- 企業としての経営努力

公的支援は・・・

- 障害者の手に乗る賃金への公的支援(賃金補填)
(運営費等の補助は就労継続支援A型に準じる)
- 援助スタッフへの助成
- 公契約によるバックアップ

(参考)「障がい者等が当たり前地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる社会をつくる」

(民主党「民主党 政権政策 Manifesto」/2009年7月27日)

「障がい者が権利主体であることを明確にして、自己決定・自己選択の原則が保障されるよう制度改革」

(民主党「民主党政策案 INDEX2009」/2009年7月17日)

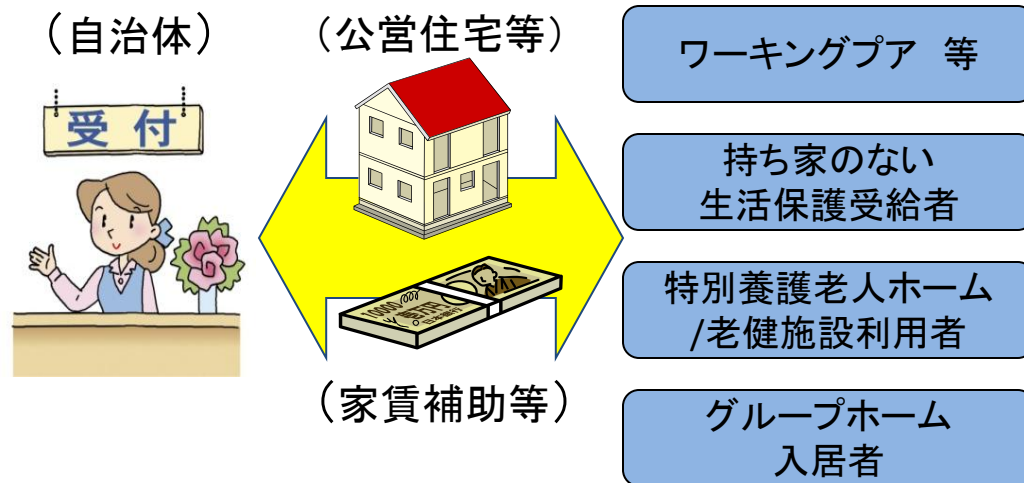
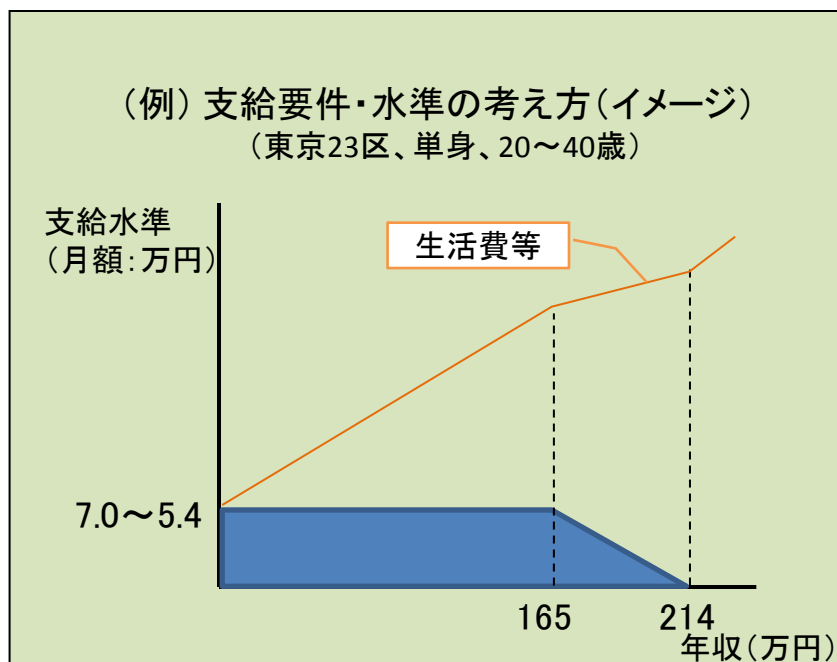
「障がい者の所得の確保に係る施策の在り方について、就労を促進し、障がい者に対する手当は就労による所得を補完するものと位置付け」(民主党「障がい者政策PT「障がい者制度改革について～政権交代で実現する真の共生社会～」/2009年4月8日)

⑦【居住保障】

- すべての人々の「居住の権利」(Housing Rights)を**社会保障政策**に位置づけ、「**住宅セーフティネット**」を確立する。
- 高齢者(施設入居者等を含む)、障がい者、低所得者、失業者などもが住居を確保し、安心して暮らせるよう、現物給付(公営・借り上げ住宅等)または現金給付(**家賃補助等**)による「**住宅支援制度**」を創設する。
- 施設も「**住まい**」と位置づけ、**ユニットケア**を基本とし、個人の尊厳を重視した良質な居住環境を確保するとともに、**プライバシーの確保**が図られるよう整備する。

住宅支援制度のイメージ

- 持ち家のない一定水準未満の収入※の人を対象に、住宅の現物または家賃補助等を行い、生存権を保障する。
※給付対象は生活保護制度の最低生活費の1.3倍未満の収入の者を想定。
- 支給水準は、最低居住面積基準を勘案し地域別に国が定める基準単位家賃を上限に、収入に応じて逡減させる。
- 介護保険施設やグループホームの居住費の一部に対する補助としても充てられるものとする。
(支給水準については、現行の補足給付をベースに要検討。)
- 住宅支援制度の創設により、生活保護制度の住宅扶助は廃止する。
- 国が財源を保障し、生活保護制度の実施機関(都道府県または市等)が実施事務を担う。

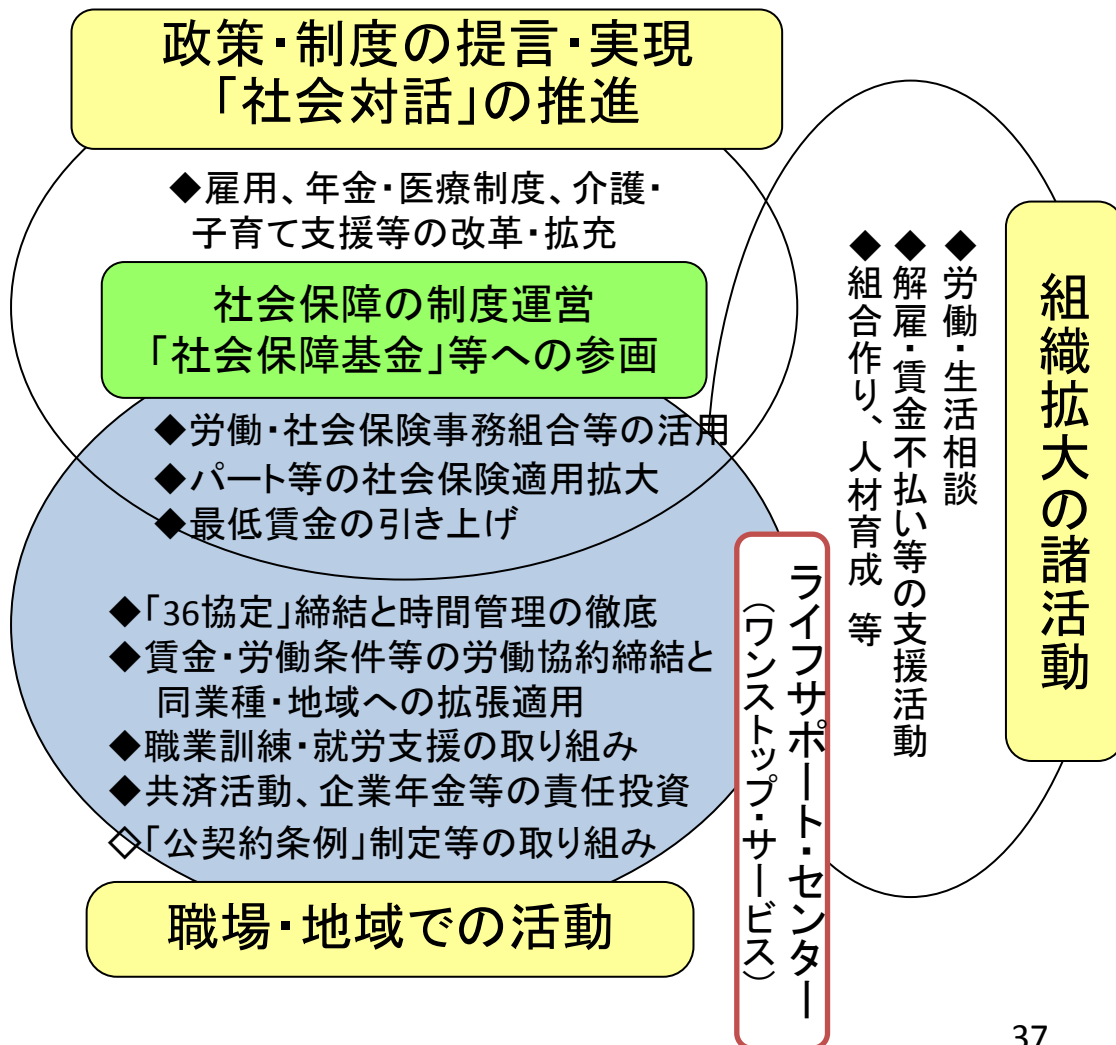


5. 積極的社会保障の推進と労働組合の役割

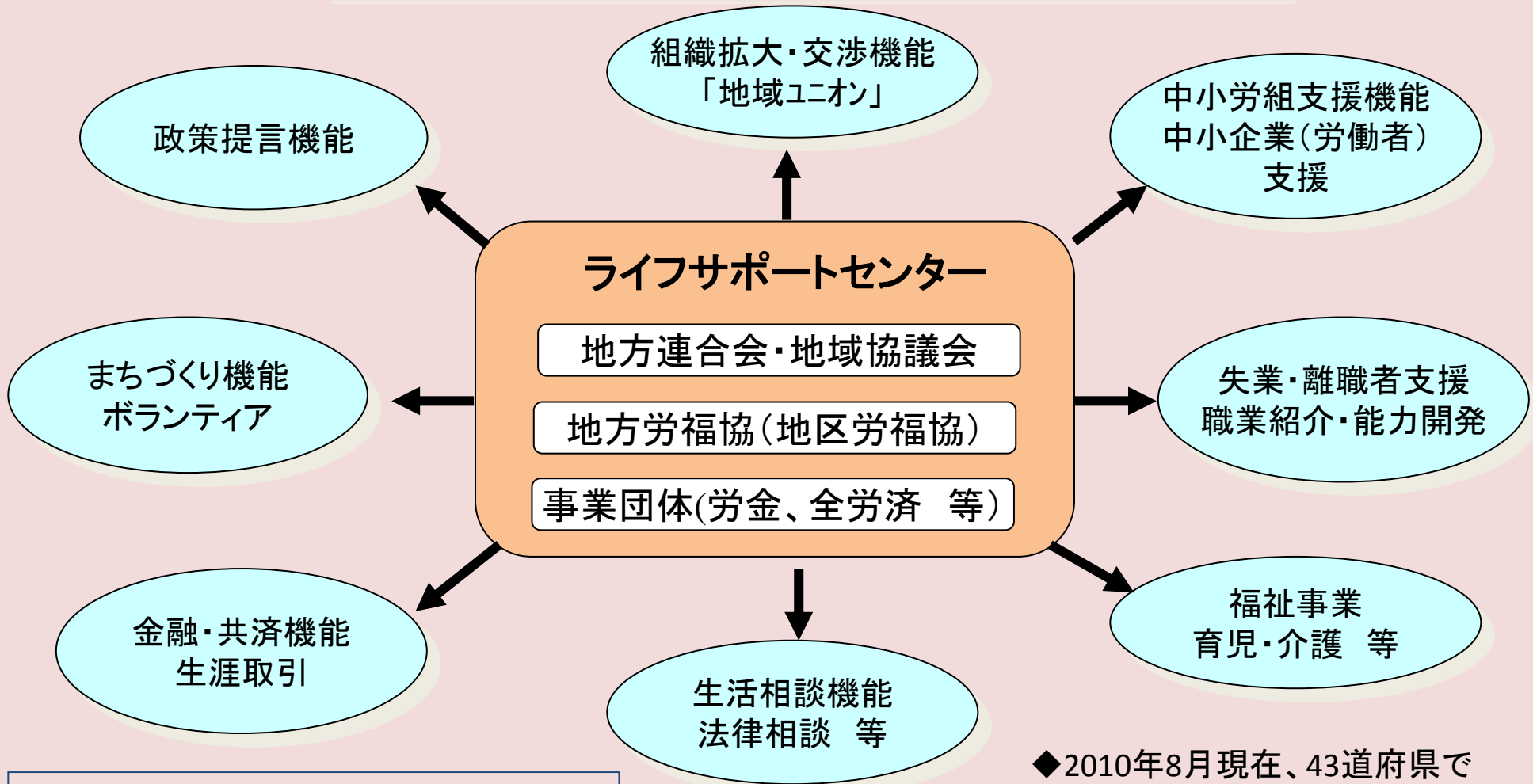
◆ 労働組合の役割

- ① 社会保障分野における政策提言の能力向上と「社会対話」の推進(超党派、労使、各界代表からなる「協議の場」設置)
- ② 制度運営への主体的参画(参加型社会保障)の推進
- ③ 社会保険の完全適用に向けた取り組み
- ④ 労働組合自身のセーフティネット機能の強化
- ⑤ 雇用確保とワークライフ・バランス推進の取り組み
- ⑥ 職域での共済活動と労働者自主福祉活動の推進
- ⑦ 新たな地域コミュニティの形成と参画
- ⑧ 雇用と年金との接続、企業年金等の責任投資の取り組み

積極的社会保障政策の推進に向けた労働組合の役割と活動領域(イメージ)



ネットワーク化による機能強化 勤労者・市民へのワンストップサービス



2005.8.25 [連合・中央労福協・
労金協会・全労済実務者連絡会議]資料より

◆2010年8月現在、43道府県で
「ライフサポートセンター」が設置
され、活動が開始されている。

IV. 連合「第3次税制改革基本大綱」 のポイント

◆ 第3次税制改革基本大綱で重視する「租税原則」と 「3つの改革理念」

【租税原則】①公平の原則、②十分性の原則、③経済の安定
と成長の原則、④簡素・明確化の原則、⑤費用最小の原則

【3つの改革理念】「公平」「連帯」「納得」

1. 第3次税制改革基本大綱による抜本改革案(各論)

(1) 納税者の立場に立ったわかりやすい税制

○税は“とられる”との意識を変える

- 「納税者権利憲章」の制定、税や予算等の情報公開
- 納税者の権利と義務の明確化、選択申告納税制の導入
- 決定過程への労働者代表の参画

○社会保障・税「共通番号」制度の早期導入

○クロヨン問題の是正など不公平税制の是正

【いまの問題点】

自分の納税額を知らないサラリーマン

所得把握の差(いわゆるクロヨン問題)

行政の視点中心の税務行政

- 納税者権利憲章の制定
- 選択申告納税制
- 共通番号の導入
- 税務行政の体制整備 等

納税者の立場に立ったわかりやすい税制

【改革のめざすもの】

納税者と行政の意識改革

不公平税制の是正

透明でわかりやすい税制

(2) 所得税の再構築

○所得再配分機能の中心を担う基幹税と位置づけ、所得税を抜本的に改革する。

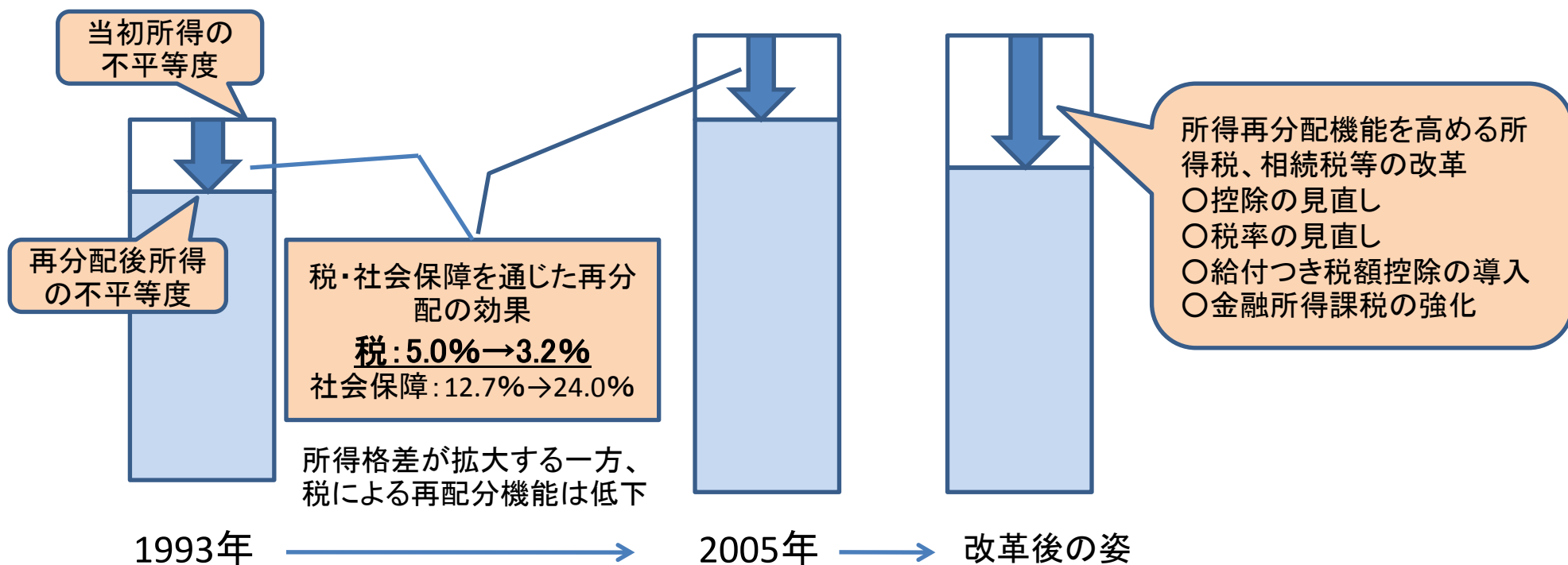
- ・人的控除の組み替え(所得控除から税額控除、社会手当への振り替え等)で、課税最低限の引き上げ(単身者119万円→163万円)
- ・税率構造を見直し、最高税率(40%→45%)から段階的に5%程度引き上げる
- ・給付つき税額控除の導入(勤労税額控除、消費税税額控除)
(ワーキングプア対策、消費税の逆進性対策)
- ・金融所得課税の強化(30%分離課税)から総合課税化へ
- ・給与所得控除の見直し(実額と概算控除の選択制、特定支出控除の範囲拡大)

(3) 資産課税の強化

○バブル経済以前の水準まで相続税を強化し、格差の拡大・固定化を是正する。

○土地税制は、保有・譲渡・取得の各段階での課税を組み合わせ、地方税収の安定化と土地の有効活用促進をはかる。

◆所得再分配機能を強化する税制改革 (所得の不平等度の改善イメージ)



出所: 厚生労働省「所得再分配調査」より連合・経済政策局で作成

(4) 消費税の社会保障安定財源化

- インボイス方式の導入、簡易課税・免税点の廃止による欠陥是正
- 消費税は、少子高齢社会を支え合うため社会保障の安定財源と位置づけ、社会保障制度の維持・強化に全額充当する
 - ・用途の明確化(国税分は基礎年金・高齢者医療・介護・子ども支援等に充当、地方消費税は地方の社会保障給付費にあてる)
 - ・段階的な引き上げ(2020年を目途に、国と地方の消費税を段階的に引き上げる)
- 消費税の逆進性緩和策
 - ・課税最低限以下の層を対象に、最低限の基礎的消費にかかる消費税負担分を還付する制度「消費税税額控除」を導入する

社会保障の安定財源確保と消費税改革

現在、消費税が充てられている社会保障の状況(2010年度)

	社会保障給 付費(兆円)	財源(兆円)	
		税金	社会保険料等
基礎年金	21.1	10.6	10.5
高齢者医療	11.7	6.7	5.0
介護	7.3	4.1	3.2
合計	40.1	21.5	18.7



消費税の改革

- 制度的欠陥の是正
- 財政赤字の穴埋めでなく社会保障の維持・強化に使う
- 子育て等現役世代の給付にも用途を拡大
- 逆進性緩和策を講じる
- 税率は、組織討議等を踏まえ検討する

高齢者中心
の使い方

高齢化と機能
強化で給付額
は今後増大

保険料や所得税中心の
財源では現役サラリーマ
ンの負担が大きすぎる

出所:財務省資料より連合作成

(5) 法人所得課税の改革

- 企業の社会的責任に見合った税・社会保険料を負担する。
(GDP比8.4%→1割程度まで引き上げる)
 - ・原則、すべての雇用者に社会保険を適用する
 - ・原則、すべての企業に法人事業税の外形標準課税を適用する
(中小企業は雇用安定控除の比率を引き上げる)
 - ・租税特別措置の見直し
- 中小企業やディーセントワークを支援する税制改革を行う。
 - ・税法における中小企業の定義見直し
 - ・中小企業の軽減税率の引き下げ(基本税率の1/2水準)
 - ・雇用促進税制等の活用

GDP比でみた税・社会保険料負担の国際比較 (5年平均:2003~2007年)

	米国	英国	ドイツ	フランス	スウェーデン	日本
個人所得課税	9.7%	10.3%	8.5%	7.6%	15.4%	5.0%
法人課税	2.9%	3.2%	1.8%	2.7%	3.3%	4.2%
消費課税	4.8%	11.0%	10.4%	11.1%	13.0%	5.2%
資産課税	3.1%	4.3%	0.9%	6.1%	4.0%	2.7%
社会保険料(労)	3.0%	2.7%	6.1%	4.1%	2.7%	4.4%
社会保険料(使)	3.4%	3.6%	6.7%	11.0%	10.1%	4.6%
社会保険料(自営)	0.4%	0.2%	1.1%	1.2%	0.2%	1.1%
計(国民負担率)	27.6%	37.1%	39.0%	45.6%	49.0%	27.7%

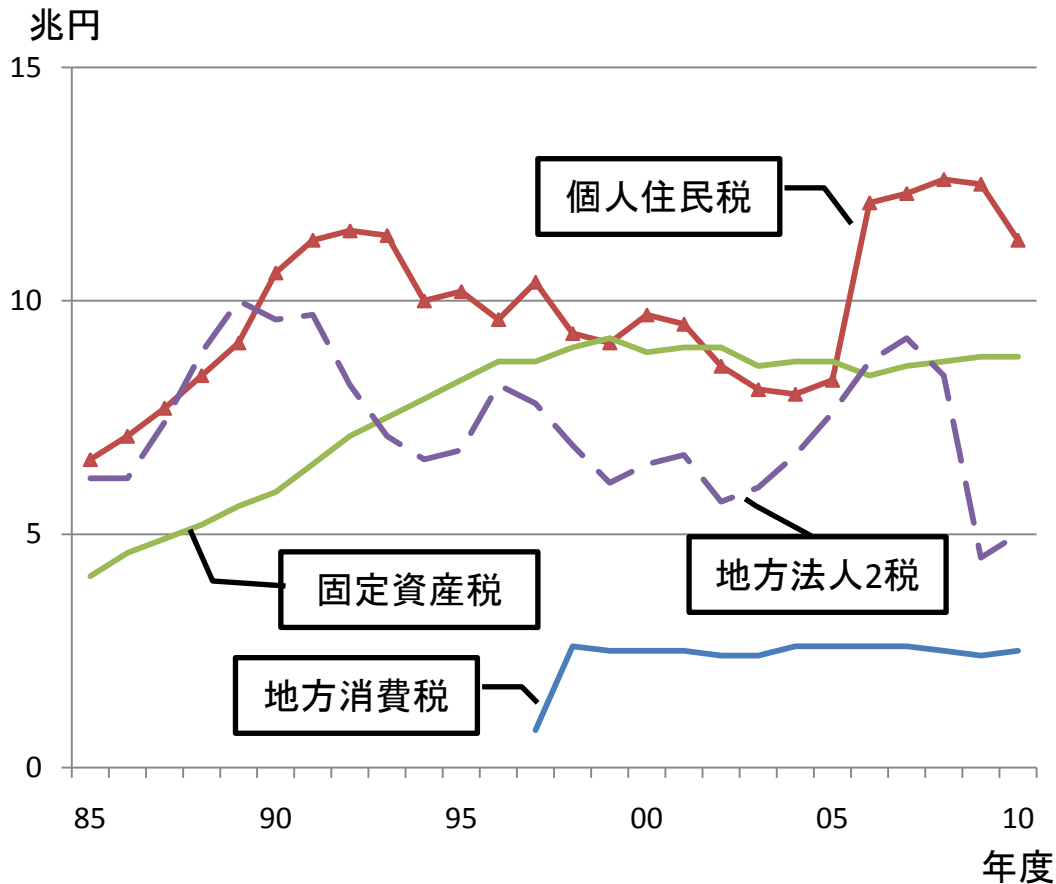
すべての雇
用者への社
会保険適用
を中心に企
業の負担増
をはかる

出所:政府税調・専門家委員会資料より、連合経済政策局で作成

(6) 地方税財政の改革

- 住民自らが地域に必要なサービスを選択・享受できる仕組みづくりとあわせ、地方税財政改革を行う。
- 地方分権、及び社会保障の機能強化に対応し、地域偏在が少なく安定的な地方税体系を確立する。
 - ・国と地方の役割・責任を明確化し、地方消費税の引き上げを含め地方税財政のあり方を検討
 - ・原則、地方交付税制度と現行交付税の水準を維持する
 - ・国庫補助負担金の改革

主な地方税の税収の推移



出所: 総務省資料(各年度の税収額)より作成

国と地方の社会保障関係費 (2010年度)

社会保障の維持・強化には、
国と地方ともに税財源が必要

年金、医療、介護、子育て等
16.8兆円

地方の負担分

年金、医療、介護、子育て等
27.6兆円

国の負担分

(7) その他の改革

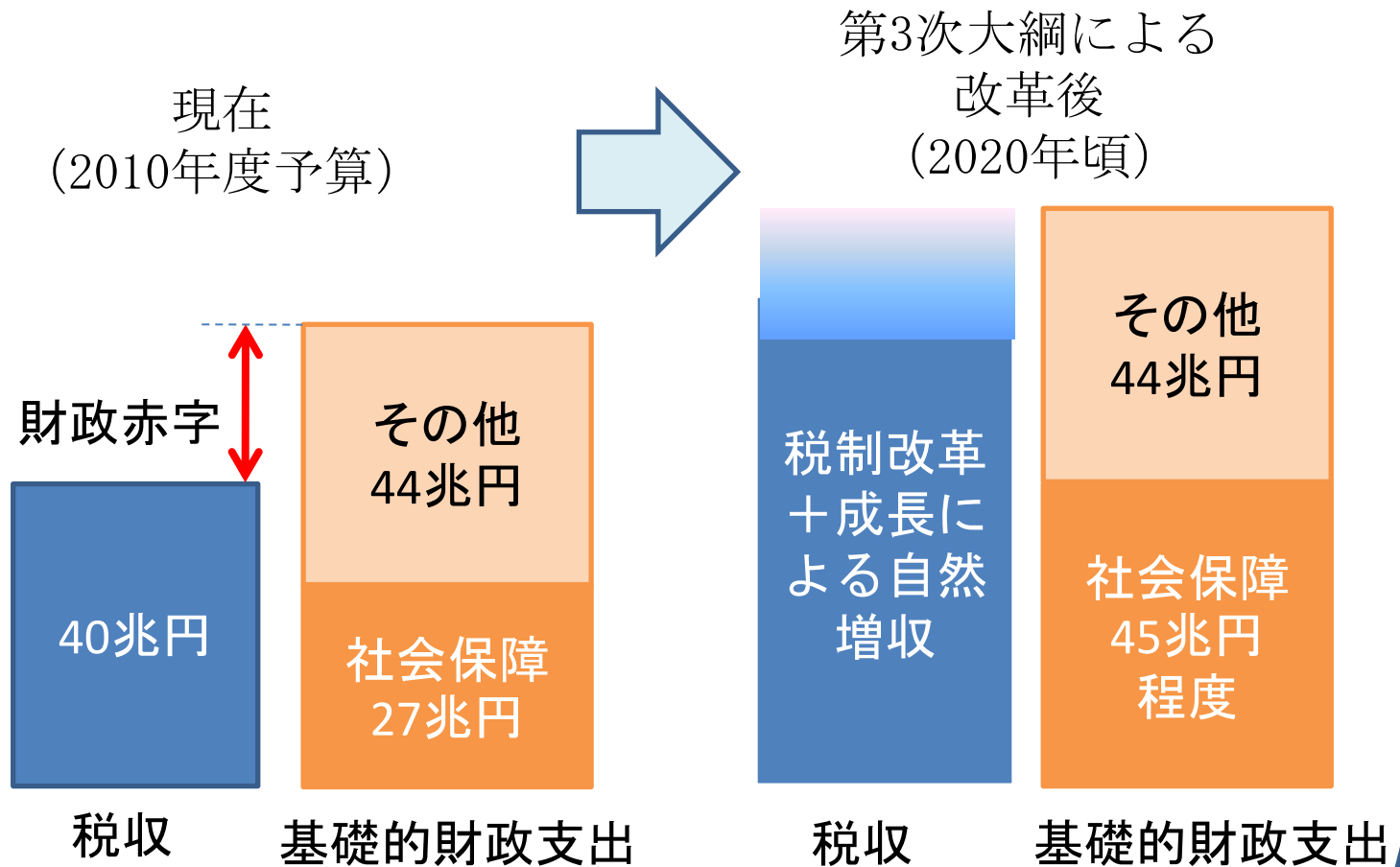
- 自動車取得税を廃止し、保有段階の課税を一本化する等、自動車関係諸税の軽減・簡素化をはかる。燃料課税については、課税のあり方(課税根拠、税率)を検討する。
- 地球温暖化対策を進めるため、既存税制のグリーン化をはかる。地球温暖化対策のための税については、政策効果、国民負担の動向などを検証し、改善をはかる。
- 税制を通じ、NPO法人等「新しい公共」を担う活動を支援する。
- 金融の暴走を抑制し、国際社会の安定をはかるための国際連帯税の検討を行う。 等

2. 税財政抜本改革の実現に向けて

～税財政抜本改革の戦略的推進～

- 2011～2012年度をデフレ脱却・成長軌道にのせる集中取り組み期間と位置づける。
- 政府・与党の「社会保障と税の一体改革」議論に積極的に参画し、国民合意を図る。
- 負担増は、社会保障の機能強化とセットで行い、単なる増税とならないように説明責任を果たす。特に、少子化対策や第2のセーフティネットの整備等、働く人を支援する給付を、重点的に行うことで社会保障と税の一体改革に対する国民の理解を深める。
- こうした改革と新成長戦略の実現で、2020年頃には、自然増収とあわせ財政健全化を同時達成することが期待される(＜参考：国の税財政イメージ図＞を参照)。

＜参考＞ 抜本改革による2020年の国の税財政の姿（イメージ）
（未定稿）



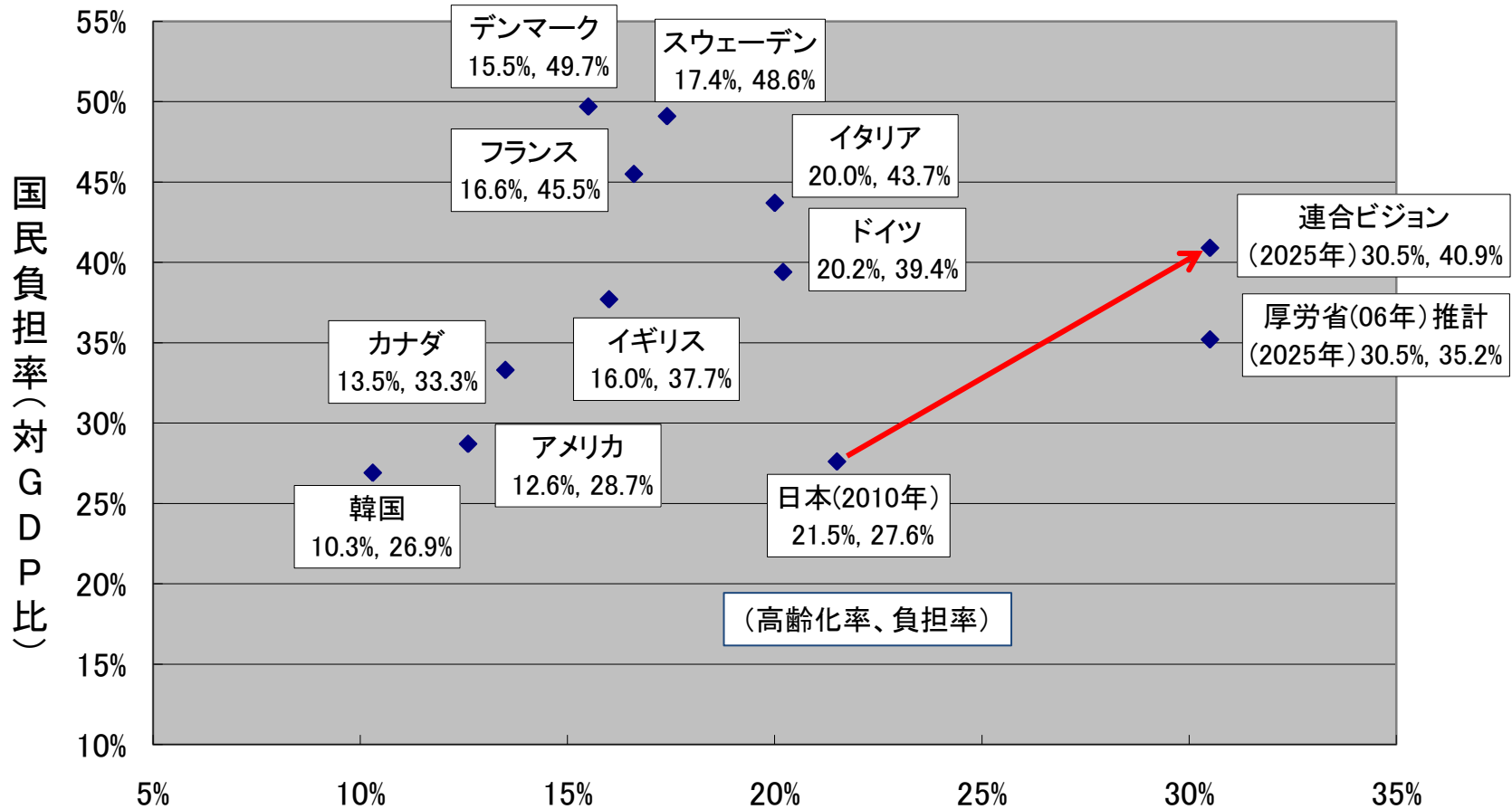
※基礎的財政支出とは、国債の償還に要する費用を除く実際に使う政策経費

V. 連合「新21世紀社会保障ビジョン」による「給付と負担」の将来推計 (未定稿)

	2006年:厚生労働省推計		現在の社会保障給付費	社会保障国民会議の推計	連合「新社会保障ビジョン」
	2006年度	2025年度	2008年度	2025年度	2025年度
		Bケース(低目の成長)	現行の実績	B3シナリオ	成長率「慎重シナリオ」
A: 社会保障給付費(兆円)	89.8	136	94.1	—	165
年金	47.4	62	49.5	—	64
うち基礎年金(最低保障年金)	19.4	28	19	28	24.2
医療	27.5	48	29.6	58.2	57.5
福祉等	14.9	27	12.6	—	40
うち介護	6.6	16	7	22	23.9
うち子ども・子育て			6		10
その他(雇用保険等)			2.4		3.1
◆社会保障給付費の対GDP比(A/F)	17.6%	20.3%	19.0%	—	26.4%
B: 社会保障に関わる負担(兆円)	82.8	137	90.2		163
社会保険料負担(C)	54	86	57.5		83.7
公費負担(税負担:D)	28.8	51	32.7		79.5
E: 国民所得(NI: 兆円)	375	492	351.5	547	457
◆社会保障負担総額の負担率(B/E)	21.1%	27.8%	25.7%		35.7%
①社会保険料の負担率(C/E)	14.4%	17.5%	16.4%		18.3%
②租税負担率	24.2%	(30.4%)	24.3%		37.4%
国民負担率(①+②)	38.6%	(47.8%)	40.7%		55.7%
◆国民負担率の対GDP比	28.3%	(35.2%)	28.9%		40.9%
F: 国内総生産(GDP: 兆円)	511	669	494.1	745	623

高齢化率と国民負担率の国際比較

図V-2 高齢化率と国民負担率の国際比較(2007年) 2011.2(未定稿)



出所: H22年厚生労働白書より連合作成

高齢化率

<参考> 連合の組織討議等の日程と政府・与党の「一体改革」論議の動向

